

6.2 社会的状況

6.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口

仙台市宮城野区、仙台市若林区及び多賀城市の平成27年から平成29年の人口及び世帯数の推移は第6.2-1表及び第6.2-1図のとおりであり、各区市とも人口の増減はほぼ横ばいである。また、平成29年の面積地と人口密度は第6.2-2表のとおりである。

第6.2-1表 人口及び世帯数の推移

区 分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総 数	男	女	
仙台市 宮城野区	平成28年	189,532	92,906	96,626	90,966
	平成29年	190,021	93,113	96,908	92,076
	平成30年	190,310	93,205	97,105	93,141
仙台市 若林区	平成28年	133,608	65,512	68,096	64,013
	平成29年	134,699	66,048	68,651	64,934
	平成30年	135,723	66,469	69,254	65,950
多賀城市	平成28年	62,475	31,211	31,264	26,313
	平成29年	62,495	31,249	31,246	26,616
	平成30年	62,429	31,197	31,232	26,888

注：各年10月1日の値である。

出典：「住民基本台帳人口」（仙台市HP、閲覧：平成31年2月）

「多賀城市の人口」（多賀城市HP、閲覧：平成31年2月）

第6.2-2表 面積地と人口密度

区 分	面積地（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
仙台市 宮城野区	58.19	3270.49
仙台市 若林区	50.86	2668.56
多賀城市	19.69	3170.59

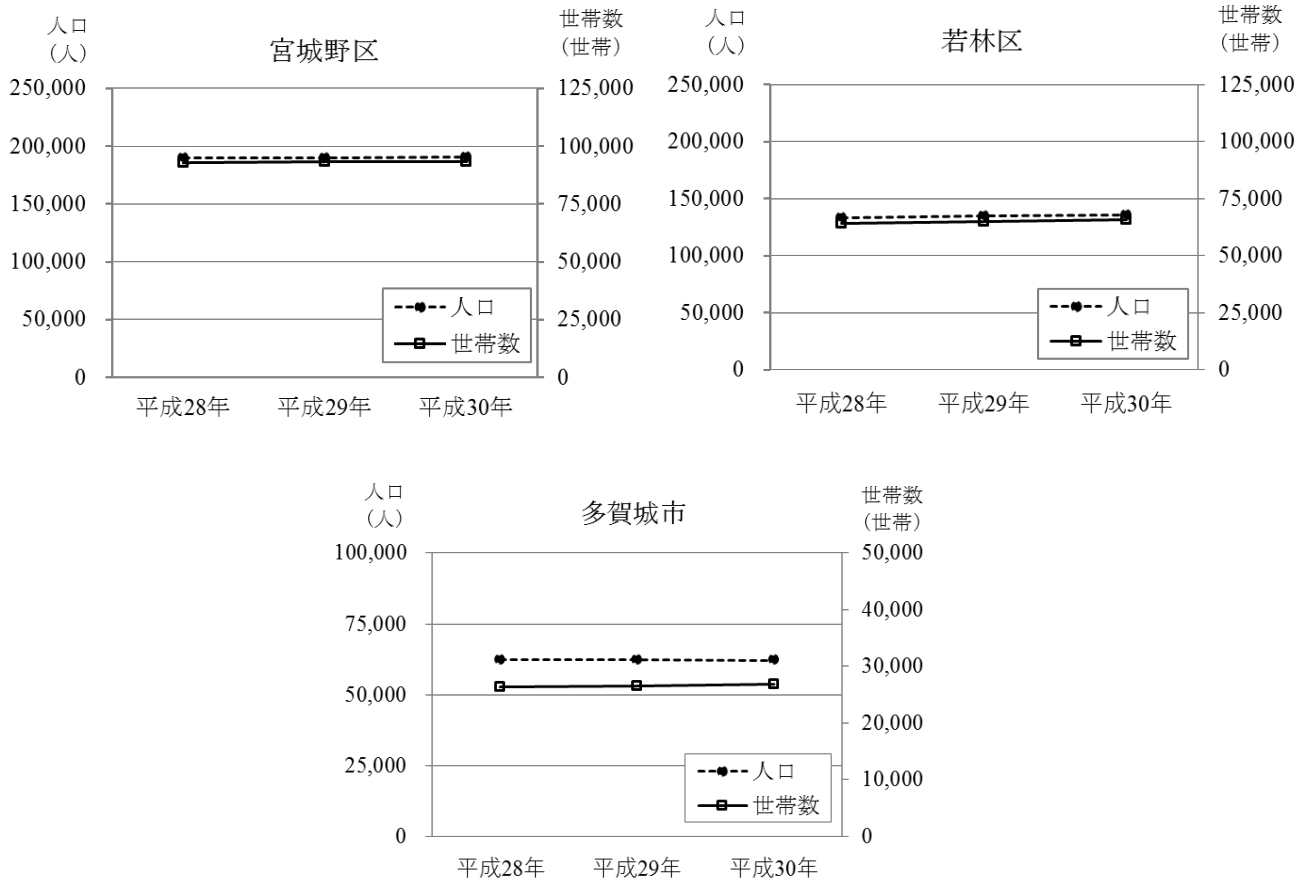
注：平成29年10月1日の値である。

出典：「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省 国土地理院、平成31年）

「住民基本台帳人口」（仙台市HP、閲覧：平成31年2月）

「多賀城市の人口」（多賀城市HP、閲覧：平成31年2月）

第 6.2-1 図 人口及び世帯数の推移



注：各年 10 月 1 日の値である。
 出典：「住民基本台帳人口」（仙台市 HP、閲覧：平成 31 年 2 月）
 「多賀城市の人口」（多賀城市 HP、閲覧：平成 31 年 2 月）

2. 産業

(1) 産業構造及び産業配置

仙台市宮城野区、仙台市若林区及び多賀城市の平成 26 年の産業別就業者数及び割合は、第 6.2-3 表のとおりである。

産業別就業者数及び割合は、各市区とも卸売・小売業割合が高くなっている。

第 6.2-3 表 産業別就業者数及び割合（平成 26 年）

（単位：人）

産 業	宮城野区		若林区		多賀城市	
農業、林業	33	0.0%	135	0.2%	16	0.1%
漁 業	—	—	—	—	—	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	10	0.0%	11	0.0%	—	—
建設業	10,293	8.6%	8,950	12.4%	1,716	7.9%
製造業	5,958	5.0%	4,240	5.9%	2,802	12.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	572	0.5%	356	0.5%	203	0.9%
情報通信業	3,253	2.7%	3,153	4.4%	30	0.1%
運輸業・郵便業	14,848	12.5%	5,635	7.8%	1,757	8.1%
卸売・小売業	30,190	25.3%	22,865	31.6%	4,024	18.5%
金融・保険業	2,067	1.7%	712	1.0%	183	0.8%
不動産業、物品賃貸業	3,204	2.7%	2,533	3.5%	620	2.8%
学術研究、専門・技術サービス業	3,932	3.3%	1,870	2.6%	623	2.9%
宿泊業・飲食サービス業	7,240	6.1%	3,484	4.8%	2,074	9.5%
生活関連サービス業、娯楽業	4,165	3.5%	2,203	3.0%	735	3.4%
教育、学習支援業	3,817	3.2%	2,595	3.6%	1,497	6.9%
医療・福祉	12,452	10.4%	6,085	8.4%	2,258	10.4%
複合サービス事業	866	0.7%	489	0.7%	67	0.3%
サービス業（他に分類されないもの）	11,196	9.4%	5,440	7.5%	999	4.6%
公 務	5,087	4.3%	1,697	2.3%	2,179	10.0%
総 数	119,183		72,453		21,783	

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

出典：「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」（総務省統計局）

6.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用

調査範囲における土地利用の状況は第 6.2-2 図のとおりであり、計画地はその他の用地に該当する。

また、農業振興農用地は第 6.2-3 図のとおりである。農林水産省のホームページ（閲覧：平成 31 年 2 月）によると、農業振興農用地は、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域に定めるものである。その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする制度である。

2. 用途地域

調査範囲における都市計画用途地域の指定状況は第 6.2-4 図のとおりであり、計画地は工業地域である。

3. 周辺開発計画等

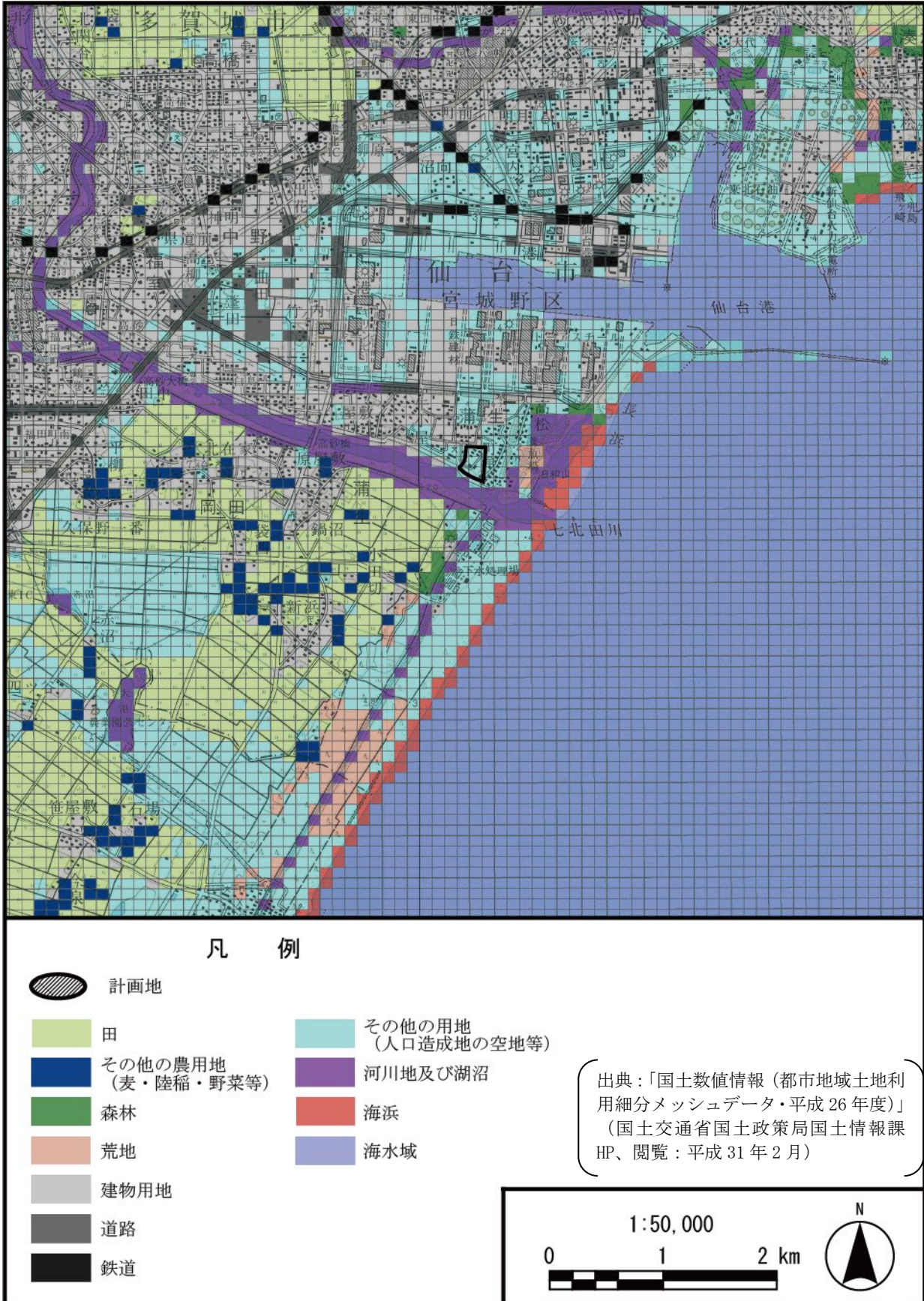
調査範囲における計画又は事業実施中の大規模事業は第 6.2-4 表のとおり 5 事業あり、計画地周辺の開発計画位置図は第 6.2-5 図のとおりである。

計画地は、「仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整備事業」の事業地内である。

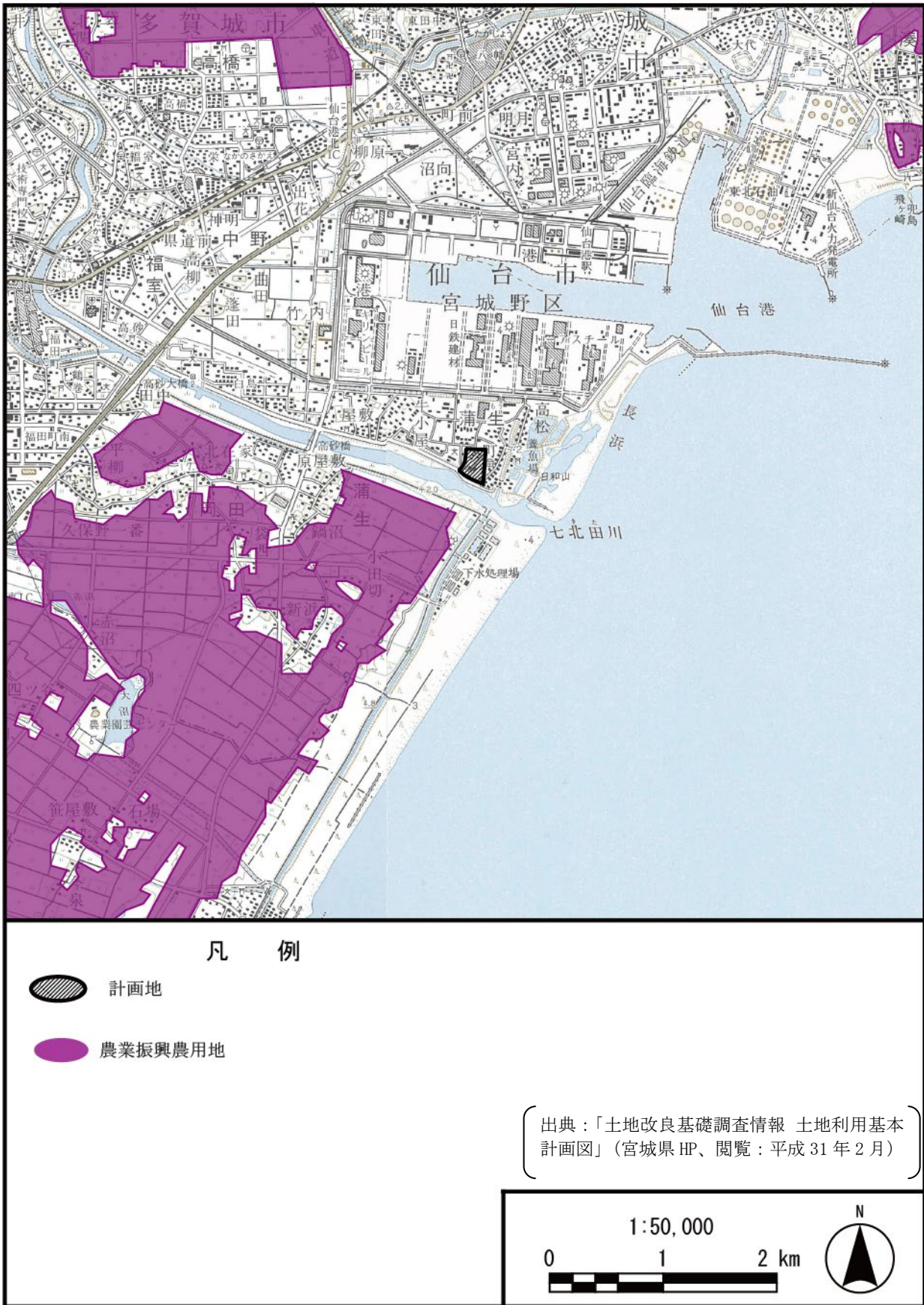
第 6.2-4 表 調査範囲における計画又は事業実施中の大規模事業

No	事業名	事業期間等
1	仙台市東部復興道路整備事業	平成 25 年度～令和元年度秋（予定）
2	仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整備事業	平成 26 年 4 月～令和 4 年 3 月
3	七北田川河川災害復旧事業	平成 26 年度～令和 2 年度（予定）
4	仙台パワーステーション	平成 29 年 10 月 1 日運転開始
5	（仮称）仙台高松火力発電所建設計画	平成 29 年 8 月 17 日（方法書手続き終了）

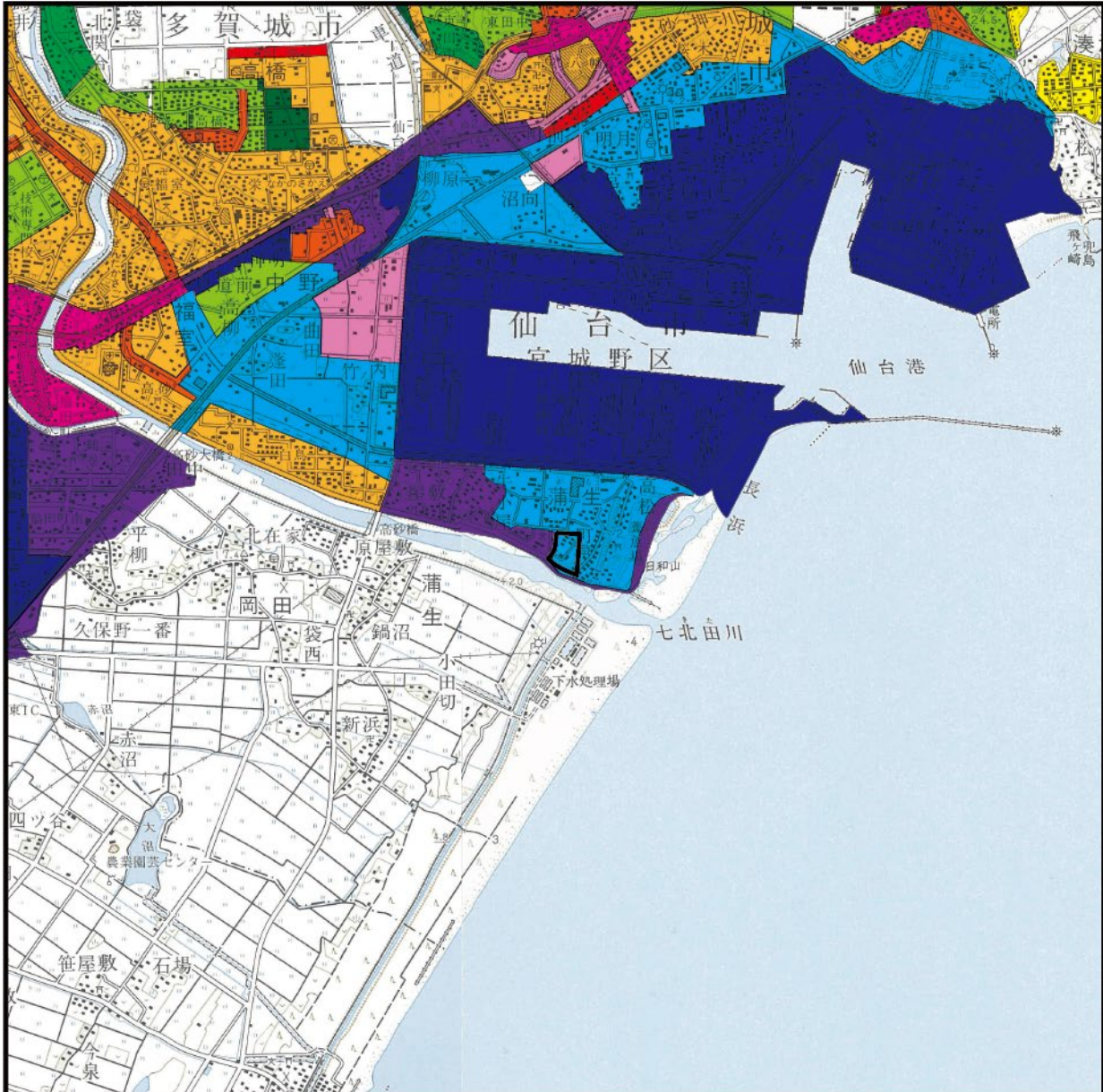
第 6.2-2 図 土地利用の状況



第 6.2-3 図 農業振興農用地



第 6.2-4 図 都市計画用途地域の指定状況



凡 例

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  計画地 | |
|  第一種低層住居専用地域 |  準住居地域 |
|  第二種低層住居専用地域 |  近隣商業地域 |
|  第一種中高層住居専用地域 |  商業地域 |
|  第二種中高層住居専用地域 |  準工業地域 |
|  第一種住居地域 |  工業地域 |
|  第二種住居地域 |  工業専用地域 |

出典：「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」

(仙台市 HP、閲覧：平成 31 年 2 月)

「都市計画図の概要図」

(多賀城市 HP、閲覧：平成 31 年 2 月)

「七ヶ浜町都市計画図」

(七ヶ浜町 HP、閲覧：平成 31 年 2 月)

1:50,000



第 6.2-5 図 計画地周辺の開発計画位置図



6.2.3 水利用の状況

調査範囲における河川及び源泉地は第 6.2-6 図のとおりである。

調査範囲には七北田川水系の七北田川、南貞山運河及び梅田川、砂押川水系の砂押川、旧砂押川及び砂押貞山運河が流れており、源泉地としてはコロナ 6 号がある。なお、地下水は工業や農業に利用されている。

1. 工業用水

調査範囲の工業用水道は第 6.2-7 図のとおりであり、「仙塩工業用水道」及び「仙台圏工業用水道」がある。

2. 農業用水

調査範囲の農業用水の河川取水施設は第 6.2-8 図のとおりであり、多賀城堰と庚田揚水機がある。

3. 漁業権

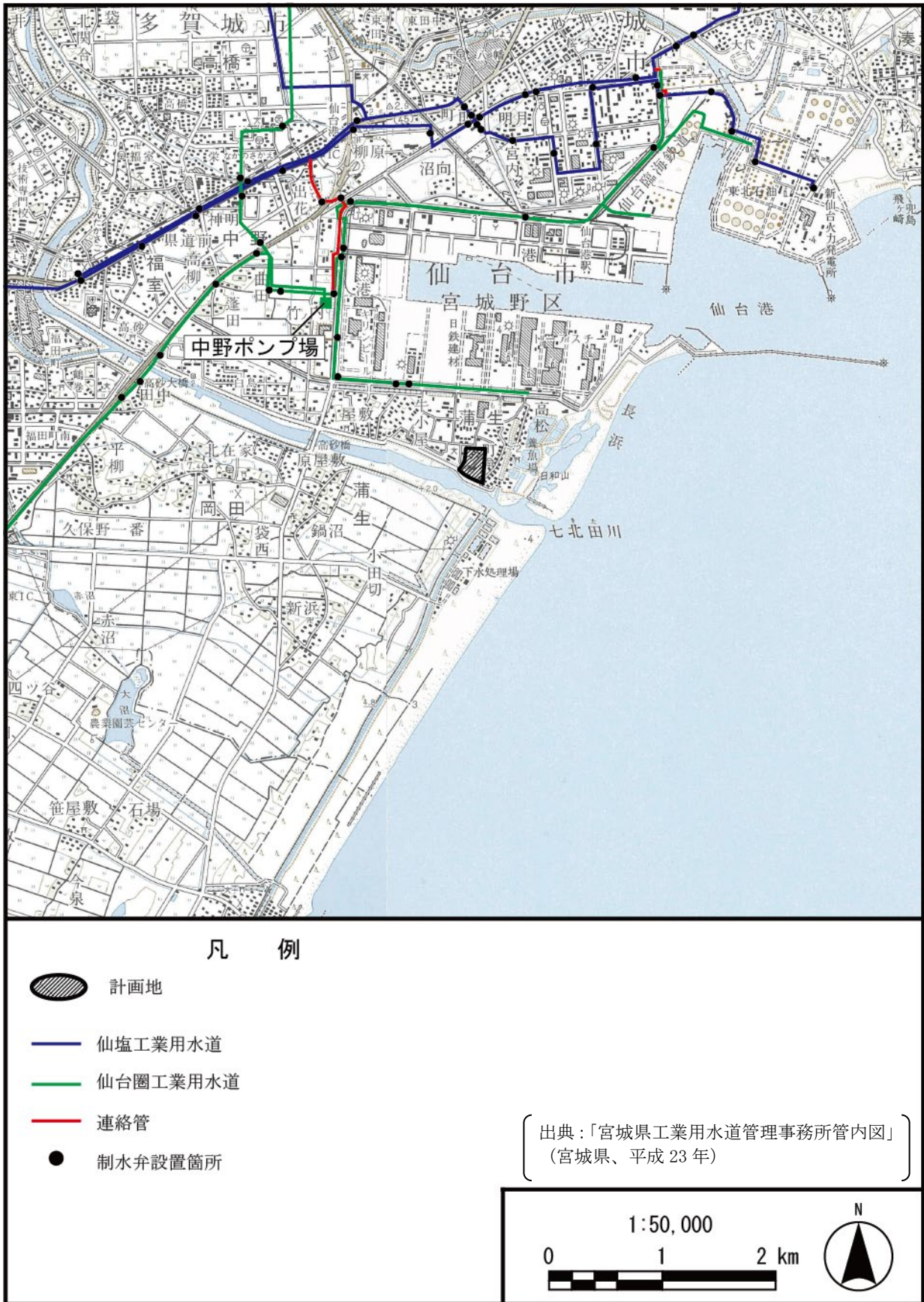
調査範囲の海域の漁業権は第 6.2-9 図のとおり設定されている。

なお、「宮城県内水面漁業調整規則」（平成 11 年宮城県規則第 112 号）によると、内水面における漁業権の設定はない。

第 6.2-6 図 河川及び源泉地



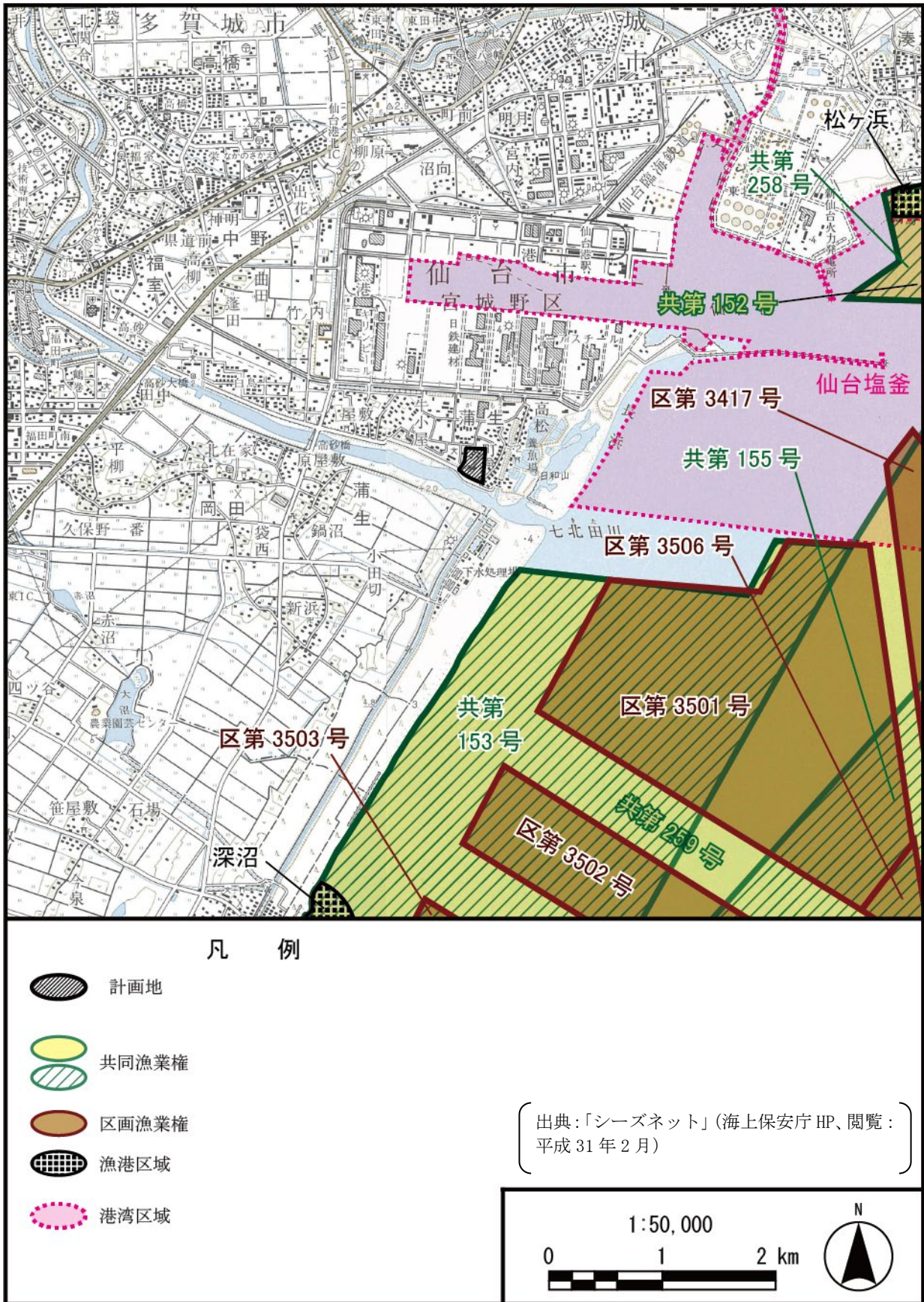
第 6.2-7 図 工業用水道



第 6.2-8 図 農業用水の河川取水施設



第 6.2-9 図 海域の利用状況



6.2.4 社会資本整備等

1. 交通

計画地の近くには県道 139 号が東西に走行しており、周囲には高速道路、国道、鉄道、貨物線等の交通機関がある。調査範囲の主要な交通の状況は第 6.2-10 図のとおりである。

(1) 道路

平成 27 年度道路交通センサスによる主要な道路の交通量（昼間の 12 時間）は第 6.2-5 表、また、平成 29 年の交差点交通量調査結果は第 6.2-6 表のとおりである。

計画地の周辺の道路の交通量の伸び率は、有料道路である一般国道 6 号を除く路線で、0.9 から 1.1 倍となっており、概ね横ばい傾向である。

第 6.2-5 表 主要な道路の交通量（平成 27 年度）

図中 番号	道路種別	路線名	種別	交通量(台)		
				平成 22 年度	平成 27 年度	増加割合
①	一般国道	一般国道 45 号 宮城野区中野字柳原	12 時間	30,847	27,998	0.9
			24 時間	42,750	38,285	0.9
②	主要地方道	県道 10 号 塩釜亘理線 宮城野区中野腰廻	12 時間	28,624	30,016	1.0
			24 時間	36,352	39,621	1.1
③	一般国道	一般国道 6 号 仙台港 IC～仙台港北 IC	12 時間	19,215	26,571	1.4
			24 時間	23,682	34,022	1.4
④	主要地方道	県道 10 号 塩釜亘理線 宮城野区蒲生	12 時間	12,971	13,625	1.1
			24 時間	18,319	19,211	1.0
—	主要地方道	県道 23 号線 仙台塩釜線 若林区 6 丁の目	12 時間	34,863	34,541	1.0
			24 時間	45,725	45,249	1.0

注：番号は、第 6.2-10 図の番号に対応している。

出典：「平成 27 年度 道路交通センサス調査結果」（国土交通省道路局 HP）

第 6.2-6 表 交差点交通量調査結果（平成 29 年、平日）

交差点番号	路線名	12 時間自動車類交通量（台）						大型車 混入率	平成 25 年度 自動車類 交通量	12 時間 交通量 伸率 H29/H25
		二輪車	貨物車 小型	乗用車	大型貨物車	バス	自動車類			
								%	台	
1	宮城野区 中野栄駅交差点	398	4,627	23,390	3,000	196	31,213	10.2	29,608	1.1
2	宮城野区 出花交差点	356	5,402	28,492	5,545	152	39,591	14.4	37,993	1.0
3	宮城野区 中野石橋交差点	411	7,220	31,828	9,461	144	48,653	19.7	48,764	1.0
4	宮城野区鶴巻交差点	456	7,144	32,521	8,109	138	47,912	17.2	48,175	1.0
5	宮城野区蒲生二本松交差点	178	3,002	11,949	10,627	76	25,654	41.7	25,821	1.0
6	宮城野区田子交差点	344	3,267	19,467	3,818	158	26,710	14.9	26,976	1.0

注：番号は、第 6.2-10 図の番号に対応している。

出典：「交差点交通量調査(平成 29 年度)」(仙台市、平成 30 年)より作成。

(2) 鉄道

調査範囲には、東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本）の仙石線がある。

また、港から東北本線の陸前山王駅とを結ぶ仙台臨海鉄道路（貨物線）がある。

(3) 海上交通








調査範囲に仙台塩釜港（仙台港区）があり、「平成 27 年 宮城の港湾統計」（宮城県、平成 30 年）によると、平成 27 年に入港した船舶は 6,648 隻である。

また、「CeisNet」（海上保安庁 HP、閲覧：平成 31 年 2 月）によると、港則法及び港湾法で定められた航路はない。

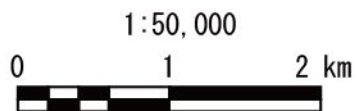
第 6.2-10 図 主要な交通の状況



凡 例

-  計画地
-  高速道路（一般国道自動車専用道路）
-  国道
- 宮城県道
 -  主要地方道
 -  一般県道
-  鉄道（JR線）
-  貨物線
- ①～④ 主要な道路の交通量 ● 交差点交通量調査地点（仙台市調査）

出典：「(平成 27 年度)道路交通センサス調査結果」(国土交通省道路局 HP)
 「地理院地図」(電子国土 Web、閲覧：平成 31 年 2 月)
 参考：「Google マップ」(Google Inc. HP、閲覧：平成 30 年 10 月)
 「Mapion 地図」(株式会社マピオン HP、閲覧：平成 30 年 10 月)



2. 上水道

仙台市水道局ホームページ（閲覧：平成 31 年 2 月）によると、調査範囲は仙台市太白区にある茂庭浄水場から配水された水を水道水として利用している。「平成 31 年度 水質検査計画」（仙台市水道局、平成 31 年）によると、水源は柴田郡川崎町の釜房ダム貯留水で、平成 29 年度の 1 日あたりの平均配水量は 123,551m³である。

3. 下水道

仙台市及び多賀城市の公共用下水道の整備状況については、第 6.2-7 表のとおりである。平成 28 年度において仙台市の下水道普及率（人口比）は 98.1%、多賀城市の水洗化率は 97.90%である。

第 6.2-7 表(1) 公共下水道の整備状況（仙台市・平成 28 年度）

市	行政区域人口（人） [A]	排水区域		処理区域		普及率（%） [B] / [A] × 100
		人口（人）	面積（ha）	人口（人） [B]	面積（ha）	
仙台市	1,053,717	1,033,636	16,945.0	1,033,636	16,945.0	98.1

出典：「仙台市統計書 平成 29 年版 下水道施設及び処理状況」（仙台市、平成 30 年）

第 6.2-7 表(2) 公共下水道の整備状況（多賀城市・平成 28 年度）

市	行政区域人口（人）	公共下水道					
		併用開始 区域内人口 （人）	水洗化人口 （人）	計画処理 区域面積 （ha）	供用開始 区域面積 （ha）	人口普及率 （%）	水洗化率 （%）
多賀城市	62,321	62,215	61,011	1,571.22	1,390.40	99.83	97.90

出典：「平成 28 年度多賀城市統計書 9. 電気・上下水道」（多賀城市、平成 29 年）

4. 廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物

仙台市及び多賀城市のごみ処分量の推移は第 6.2-8 表のとおりである。

仙台市（平成 25 年度から平成 29 年度）及び多賀城市（平成 24 年度から平成 28 年度）のごみ総量の推移は若干減少傾向にある。

第 6.2-8 表(1) ごみ処分量の推移 (仙台市)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人口 (人)	1,068,511	1,073,242	1,082,185	1,084,674	1,086,377
ごみ総量 (t)	390,383	385,863	381,036	376,033	377,595
焼却 (t)	336,897	333,424	329,294	325,903	328,502
埋立 (t)	4,842	4,740	4,596	4,170	4,343
資源化 (t)	48,644	47,699	47,146	45,960	44,750

出典：「平成 30 年度 仙台市環境局事業概要 第三章 廃棄物の処理」(仙台市、平成 30 年)

第 6.2-8 表(2) ごみ処分量の推移 (多賀城市)

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人口 (人)	61,792	62,048	62,480	62,177	62,321
総処分量 (t)	22,327	21,676	21,814	21,323	21,331
焼却処理 (t)	19,414	18,994	19,051	18,659	18,797
埋立処理 (t)	95	107	97	75	74
資源化 (t)	2,818	2,575	2,666	2,589	2,460

出典：「平成 28 年度版多賀城市統計書 14. 衛生」(多賀城市、平成 30 年)

(2) 産業廃棄物

調査範囲の仙台市宮城野区、仙台市若林区及び多賀城市には、第 6.2-11 図及び第 6.2-9 表のとおり、34 の産業廃棄物中間処分業者数がある。

計画地周辺では、北西側 1km 範囲に 4 つの施設がある。

第 6.2-9 表 産業廃棄物処理業者

	業者名	施設所在地
1	新港リサイクル株式会社	仙台市宮城野区港 1-6-1022
2	株式会社昭和羽前建設工業	仙台市宮城野区港 3-8-9
3	株式会社奥羽木工所	仙台市宮城野区港 4-10-1
4	株式会社万力	仙台市宮城野区港 4-12-9
5	ジャイワット株式会社	仙台市宮城野区仙台港北 1-2-1
6	株式会社港金属	仙台市宮城野区仙台港北 1-6-19
7	株式会社昭和羽前建設工業	仙台市宮城野区仙台港北 2-10-4
8	株式会社リバイブ	仙台市宮城野区仙台港北 2-10-20
9	有限会社秋製工業	仙台市宮城野区仙台港北 2-13-11
10	株式会社吉村商事	仙台市宮城野区仙台港北 2-13-14
11	鈴木工業株式会社	仙台市宮城野区仙台港北 2-14-3
12	広瀬興業株式会社	宮城県仙台市宮城野区仙台港北 2-16-1
13	青葉環境保全	仙台市宮城野区蒲生 1-6-1
14	株式会社サイコー	仙台市宮城野区蒲生 2-2-1
15	株式会社青南商事	仙台市宮城野区蒲生 2-2-13
16	三洋商事株式会社	仙台市宮城野区蒲生 2-29-19
17	東北油化工業株式会社	仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二 112-10
18	有限会社ニッセー	宮城県仙台市宮城野区蒲生字鍋沼 33-1
19	有限会社大久保工業	仙台市若林区荒浜字谷地中林 1-1
20	田中産業株式会社	仙台市若林区荒浜字南長沼 14-20
21	全環衛生事業協同組合	仙台市若林区荒浜字北長沼 1-2
22	株式会社コウユウ	仙台市若林区荒浜字北長沼 1-4
23	大和工業株式会社	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-13
24	株式会社秋山建材	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-79
25	株式会社藤原清掃	宮城県多賀城市栄 2-131-1
26	宮城りんかいアスコン株式会社	宮城県多賀城市栄 2-217-6
27	旭興産株式会社	多賀城市栄 3-18-1
28	協業組合クリーン・センター宮城	多賀城市栄 3-6-3
29	草刈建設株式会社	多賀城市宮内 1-2-2
30	株式会社ホツマプラント	多賀城市宮内 1-14-15、1-302-3
31	多賀城リサイクルセンター株式会社	宮城県多賀城市宮内 1-425 番、426 番、93 番、95 番、97 番
32	株式会社サニックス	多賀城市宮内 2-107
33	株式会社 YAMANA K A	多賀城市宮内 2-1-4
34	株式会社メタルセンター	多賀城市町前 1-6-55

注：敷地内に複数の建物がある場合があるが、同業者の場合一つとした。

出典：「仙台市産業廃棄物処理業者名簿 中間処理の許可業者（平成 30 年 4 月 1 日現在）」（仙台市、平成 30 年）

「産業廃棄物処理業者名簿 仙台市内処分業者（平成 28 年 9 月 30 日現在）」（宮城県、平成 30 年）

「産業廃棄物処理業者名簿 塩釜管内処分業者（平成 30 年 7 月 31 日現在）」（宮城県、平成 30 年）

第 6.2-11 図 産業廃棄物処理施設



6.2.5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設等の状況

計画地及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況は第 6.2-12 図及び第 6.2-10 表(1)～(6)のとおりである。

また、住宅等の配置状況は第 6.2-13 図のとおりである。

第 6.2-10 表(1) 配慮が特に必要な施設（学校等）

区分		図中番号	名称
幼稚園 認定こども園	仙台市	1	上田子幼稚園
		2	ふくむろ幼稚園
		3	なかの幼稚園
		4	あけぼの幼稚園
		5	ふくだまち幼稚園
		6	しらとり幼稚園
	多賀城市	t 1	せいがん幼稚園
		t 2	八幡花園幼稚園
		t 3	桜木花園幼稚園
小学校	仙台市	1	仙台市立高砂小学校
		2	仙台市立田子小学校
		3	仙台市立福室小学校
		4	仙台市立中野栄小学校
		5	仙台市立鶴巻小学校
		6	仙台市立岡田小学校
	多賀城市	t 1	多賀城八幡小学校
中学校	仙台市	1	仙台市立田子中学校
		2	仙台市立中野中学校
		3	仙台市立高砂中学校
高等学校	多賀城市	t 1	仙台育英学園高等学校(多賀城校舎)

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業報告書」（仙台市、平成 28 年）

「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

「施設案内・施設予約」（多賀城市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

第 6.2-10 表(2) 配慮が特に必要な施設（医療機関）

区 分		図中番号	名称
医療機関	仙台市	1	東北医科薬科大学病院
	多賀城市	t 1	さとう整形外科クリニック
		t 2	内科・胃腸科ひろとクリニック
		t 3	高砂さとう耳鼻咽喉科
		t 4	コソコソクリニック多賀城整形外科
		t 5	いづつ内科循環器科
		t 6	まえひらクリニック
		t 7	今井医院
		t 8	遠藤マタニティクリニック
		t 9	さざんか往診クリニック
		t 10	岩井内科クリニック
		t 11	こころのクリニックみどりの風
		t 12	関口内科胃腸科医院
		t 13	神経科・多賀城メンタルクリニック
		t 14	大井皮膚科泌尿器科医院
		t 15	多賀城腎・泌尿器クリニック
		t16	医療法人寶樹会仙塩総合病院
t17	多賀城診療所		

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業報告書」（仙台市、平成 28 年）

「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

「施設案内・施設予約」（多賀城市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

第 6.2-10 表(3) 配慮が特に必要な施設（福祉施設等）

区 分		図中番号	名称
保育所	仙台市	1	田子希望園
		2	福室希望園
		3	ニチイキッズ仙台さかえ保育園
		4	中野栄あしぐる保育所
		5	ロリポップクラブ出花園
		6	福田町保育所
		7	福田町あしぐる保育所
		8	高砂保育所
		9	鶴巻保育所
	多賀城市	t 1	あかね保育所
		t 2	れいんぼーなーさりー多賀城高橋館
		t 3	多賀城はるかぜ保育園
		t 4	多賀城市志引保育所
		t 5	メーデルキッズ保育園
		t 6	多賀城市八幡保育所
		t 7	ちびっこランドイオン多賀城園（認可外）
		t 8	まめまめ保育園
		t 9	多賀城市桜木保育所
		t 10	いちご保育園
		t 11	大代保育園

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業報告書」（仙台市、平成 28 年）

「せんだいぐらしのマップ」（仙台市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

「施設案内・施設予約」（多賀城市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

第 6.2-10 表(4) 配慮が特に必要な施設（福祉施設等）

区 分		図中番号	名称
小規模保育事業	仙台市	1	保育園レインボーナーサリー田子館
		2	ぼだい保育園
		3	ぴっころきっず中野栄
		4	さくらんぼ保育園
		5	しらとり保育園
	多賀城市	t 1	もりのなかま保育園多賀城高橋園
		t 2	明月託児所
認定こども園	仙台市	1	立華認定こども園
障がい者 福祉施設	仙台市	1	高砂はげみホーム
		2	クリアリンクハウス仙台
		3	縁むすび
		4	アクティブ・デイ
		5	仙台市白鳥たんぼぼホーム
		6	バンビの杜蒲生（※閉鎖）
		7	ワーキングギルド花梨
	多賀城市	t 1	福祉工房のぞみ園
高齢者福祉施設 地域包括支援センター	仙台市	1	仙台市高砂老人福祉センター／高砂地域包括支援センター
		2	仙台市鶴巻老人憩の家
		3	仙台市岡田老人憩の家
	多賀城市	t 1	特別養護老人ホーム 多賀城苑／在宅介護支援センター
グループホーム、 老人ホーム	仙台市	1	グループホームデイジー
		2	フループライフガーデン
		3	ニチケアセンター仙台福室（グループホーム）
		4	ルポ福室
		5	ベストライフ仙台東
		6	認知症高齢者グループホーム ふれあいの家白鳥
		7	グループホームゆづるの杜
		8	愛・グループホーム仙台高砂
小規模多機能型 居宅介護施設、 老人保健施設、 老人短期入所施設	仙台市	1	セントケア仙台田子
		2	フループ福室短期入所生活介護
		3	リハビリパーク高砂
		4	みはるの杜
		5	杜の家ゆづる
		6	ショートステイサービスすてら

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業報告書」（仙台市、平成 28 年）

「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

「施設案内・施設予約」（多賀城市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

第 6.2-10 表 (5) 配慮が特に必要な施設（福祉施設等）

区 分		図中番号	名称
デイサービスセンター	仙台市	1	福室デイサービスセンター
		2	アースサポート仙台大高砂
		3	株式会社ほの花
		4	やさしい手仙台 デイサービスゆめふる中野栄
		5	デイサービスみやぎの杜
		6	株式会社はな
		7	通所介護事業所リツワつるまき
		8	仙台市高砂デイサービスセンター
		9	セントケア福田町
		10	デイサービスセンターすてら
		11	Qアップスタジオ宮城野
		12	デイサービスくつろぎ
		13	中野栄デイサービスセンター
		14	GENK I N E X T 仙台大高砂

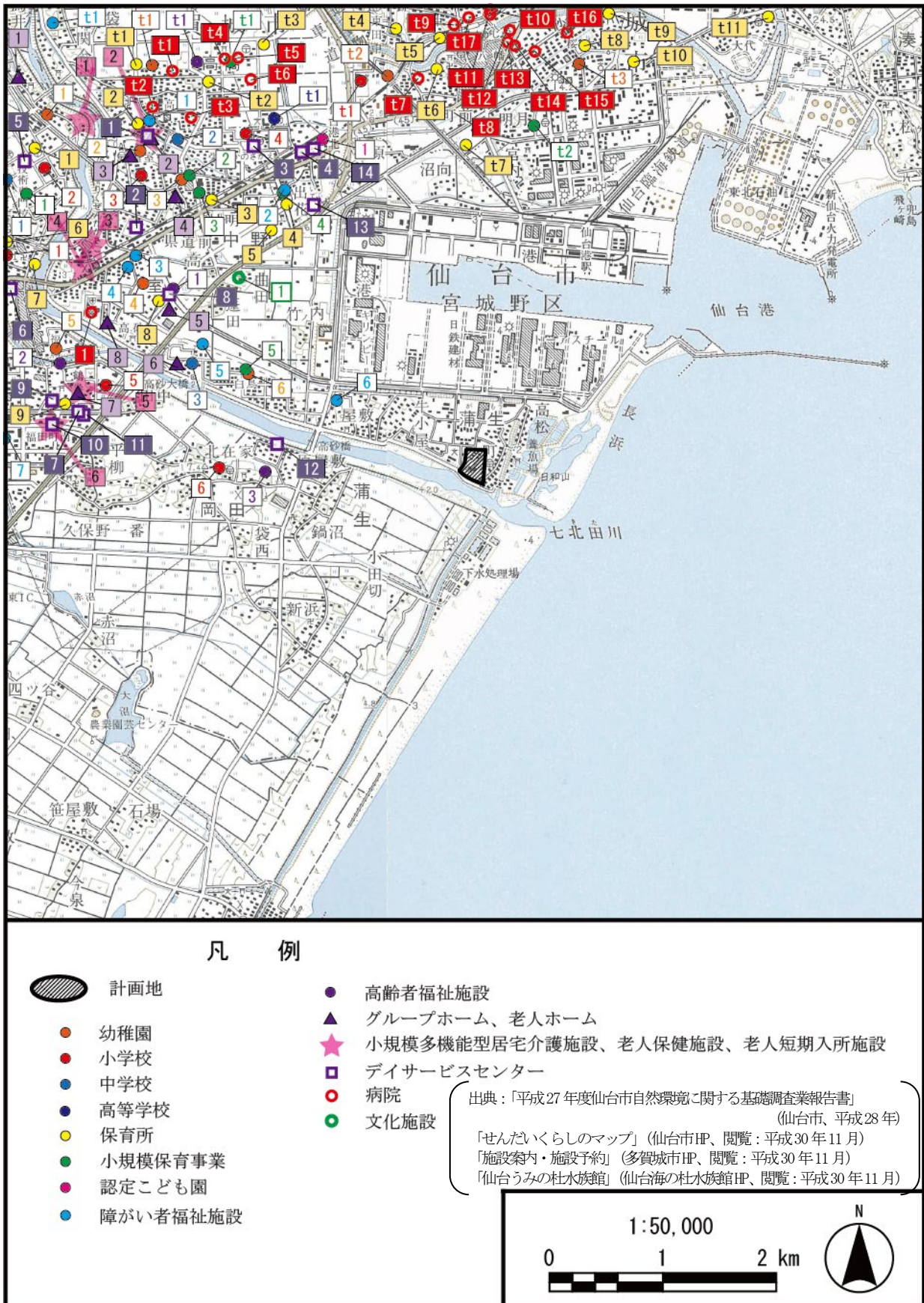
出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業報告書」（仙台市、平成 28 年）
「せんだいくらしのマップ」（仙台市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）
「施設案内・施設予約」（多賀城市 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

第 6.2-10 表 (6) 配慮が特に必要な施設（文化施設）

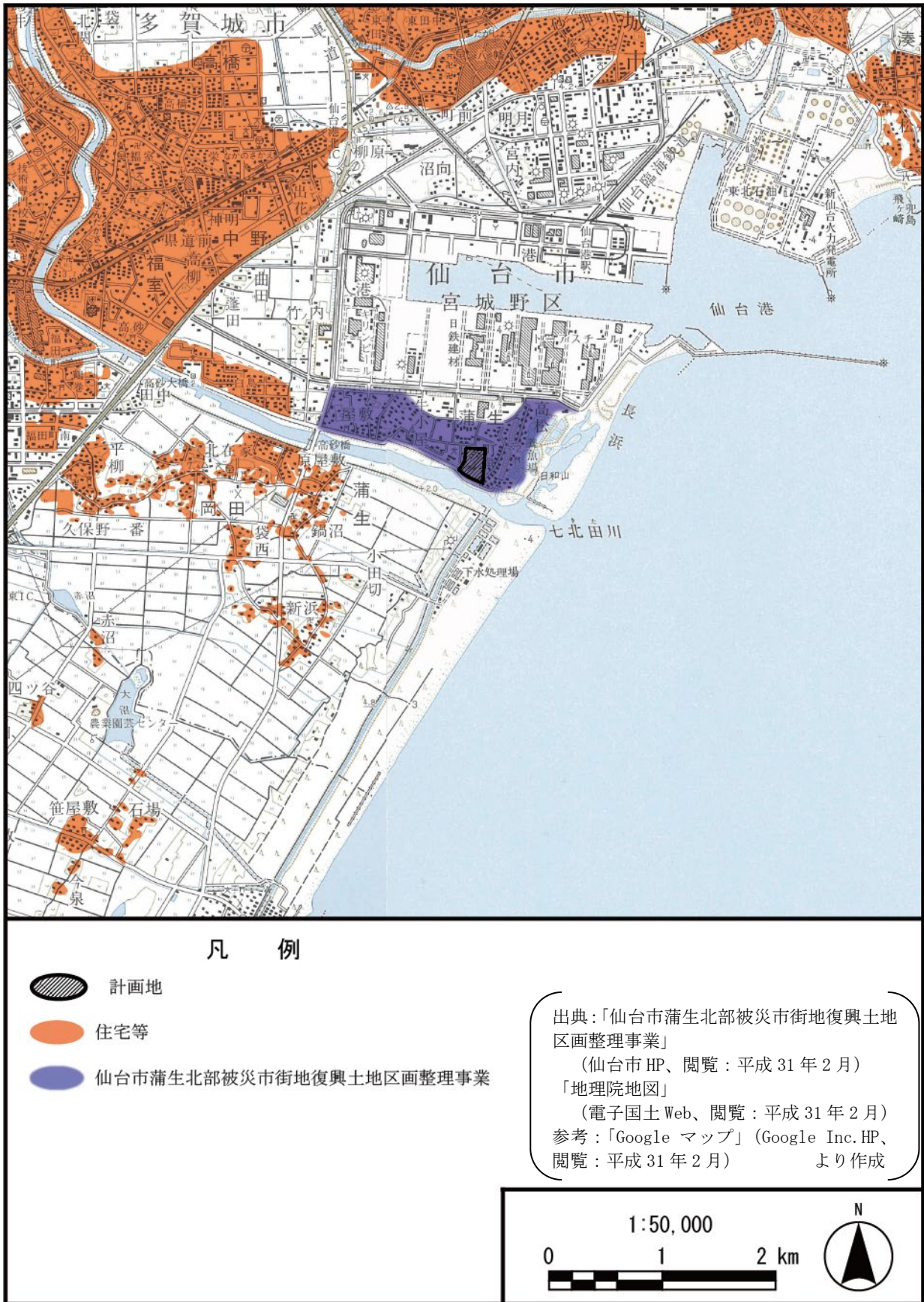
区 分		図中番号	名称
文化施設	仙台市	1	仙台うみの杜水族館

出典：「仙台うみの杜水族館」（仙台うみの杜水族館 HP、閲覧：平成 30 年 11 月）

第 6.2-12 図 配慮が特に必要な施設



第 6.2-13 図 住宅等の配置の状況



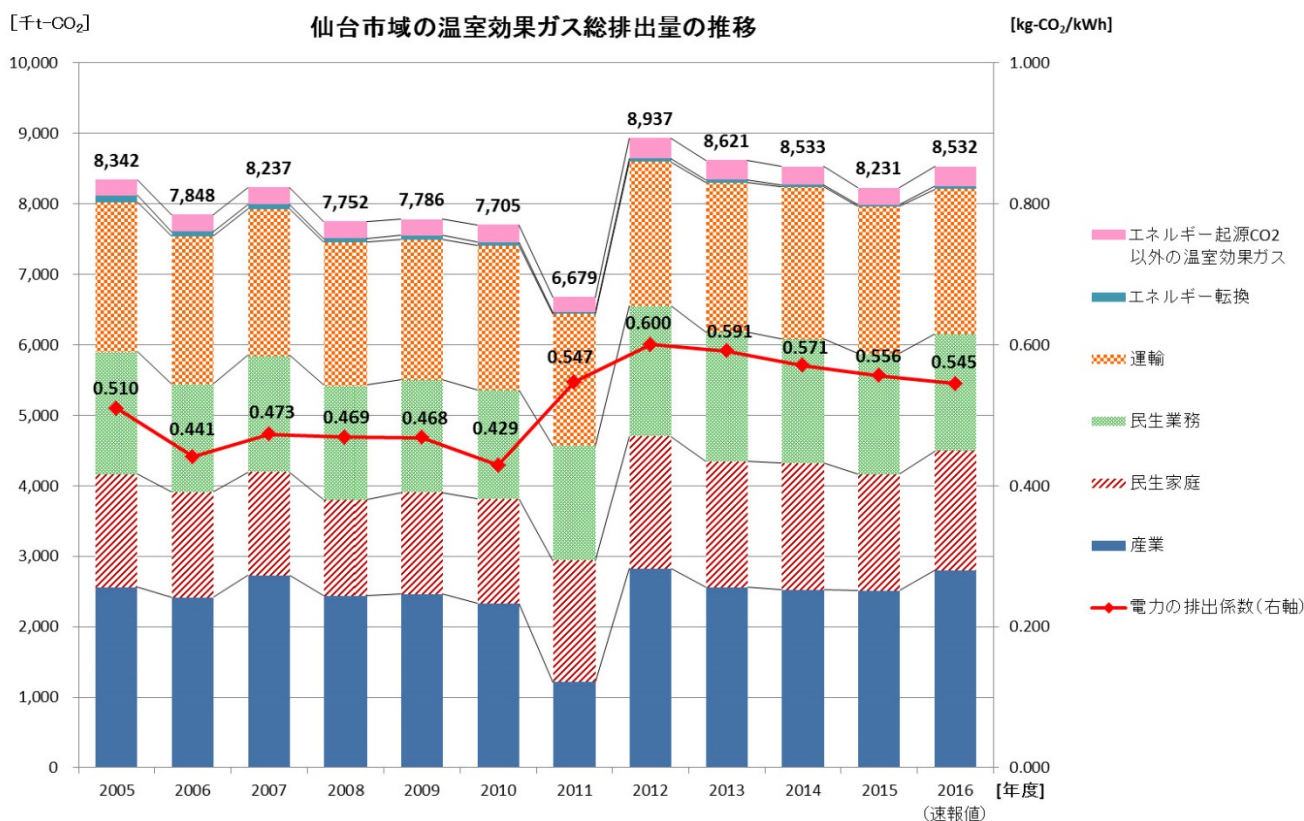
6.2.6 温室効果ガス

仙台市域における温室効果ガスの排出量の推移は第 6.2-14 図とおりである。

平成 27 年度（2015 年度）における仙台市域における温室効果ガスの排出量の確定値の推計結果は、総排出量で 823 万 1 千 t-CO₂ となり、前年度（2014 年度）と比較して、3.5%の減少となっている。平成 28 年度（2016 年度）の速報値の推計結果は、総排出量で 853 万 2 千 t-CO₂ となり、前年度（2015 年度）と比較して、3.7%の増加と見込まれる。また、部門別の排出割合をみると、産業部門が最も高くなっている。

また、平成 17 年度からの推移でみると、仙台市域における温室効果ガスの排出量は平成 17 年度（2005 年度）以降微減傾向で推移し、平成 23 年度（2011 年度）には東日本大震災による経済活動の停滞等の影響を受けて大きく減少した。その後は、産業部門の活動量増加及び電力排出係数（電力使用量当りの排出量）上昇の影響等を受け、平成 24 年度（2012 年度）には増加したが、以降やや減少してはいるものの高めの水準で推移している。

第 6.2-14 図 仙台市域における温室効果ガスの排出量の推移



注：速報値とは、推計結果（確定値）が出るのが当該年度の 2 年後になるため、より迅速に温室効果ガスの排出量を把握するために、統計データの一部に推計値（前年度値等）を用いた推計である。

出典：「仙台市域における温室効果ガスの排出量の概要」（仙台市、平成 30 年）

6.2.7 環境の保全を目的とする法令等

1. 法令等に基づく指定・規制

(1) 自然関係法令等

計画地周辺の自然関係法令等による地域指定等の状況は、第6.2-11表のとおりである。自然環境保全地域及び保安林の位置を第6.2-15図、鳥獣保護区等の指定状況は第6.2-12表、位置は第6.2-16図のとおりである。

計画地の東側約500mには、仙台湾海浜県自然環境保全地域があり、当該地域は鳥獣保護区又は特別保護区に指定されている。

第6.2-11表 自然関係法令等による地域指定等の状況

区分及び名称		指定等の有無		関係法令等	
		調査範囲	計画地		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		県自然環境保全地域	○	×	県自然環境保全条例
	自然遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
	緑地	緑地環境保全地域	×	×	県自然環境保全条例
	動植物保護	鳥獣保護区	○	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区特別保護地区	○	×	
		指定猟具使用禁止区域（鉛製散弾）	○	×	
特定猟具使用禁止区域（銃器）		○	○		
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地		×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	
生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		
文化財保護	史跡・名勝	国指定	○	×	文化財保護法
		県指定	×	×	県文化財保護条例
		市指定	×	×	市文化財保護条例
	天然記念物	国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	×	×	県文化財保護条例
		市指定	×	×	市文化財保護条例
景観	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域	×	×	景観法	
国土防災	保安林	○	×	森林法	
	海岸保全区域	○	×	海岸法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	災害危険区域	○	○	仙台市災害危険区域条例	

注：「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。

出典：「国立・国定公園及び県立自然公園の指定状況」（宮城県HP、閲覧：平成31年2月）

「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県HP、閲覧：平成31年2月）

「平成30年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県、平成30年）

「仙台市の文化財（指定文化財及び登録文化財）の種類と数」（仙台市HP、閲覧：平成31年2月）

「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（仙台市、平成28年）

「仙台市「杜の都」景観計画について」（仙台市HP、閲覧：平成31年2月）

第 6.2-15 図 宮城県自然環境保全地域及び保安林



第 6.2-12 表 鳥獣保護区等の指定状況

区 分	名称	存続期限	面積
国指定 鳥獣保護区	仙台海浜	平成 39 年 3 月 31 日	保護区 : 7,596 ha 特別保護区 : 213 ha
県指定 鳥獣保護区	松島	平成 34 年 10 月 31 日	保護区 : 12,414 ha 特別保護区 : 3,444 ha
	仙台	平成 34 年 10 月 31 日	保護区 : 15,019 ha 特別保護区 : 100 ha
特定猟具使用禁止区域 (銃)	仙台	平成 46 年 10 月 31 日	4,300 ha
	仙台東	平成 43 年 10 月 31 日	5,454 ha
指定猟法禁止区域 (鉛製散弾)	七北田川		308 ha

出典 : 「平成 30 年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」(宮城県、平成 30 年)

第 6.2-16 図 鳥獣保護区等



(2) 環境基準等

① 大気汚染

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、第6.2-13表(1)～(2)のとおりである。

また、仙台市の「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020[改定版]」では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均が0.04ppm以下(国の環境基準のゾーンの下限値)であること」としている。

第6.2-13表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内においては現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

第6.2-13表(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

② 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、第 6.2-14 表(1)～(3)のとおり定められている。調査範囲の類型指定状況は第 6.2-17 図のとおりであり、計画地は都市計画用途地域(第 6.2-4 図)では工業地域であることから、地域の類型 C の適用を受ける。

第 6.2-14 表(1) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型		基準値	
		昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	専ら住居の用に供される地域及び主として住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：AA；青葉区荒巻字青葉の第 2 種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 2 号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）

A；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域（AA の項に掲げる地域を除く。）

B；第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域（A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）

C；近隣商業地域（B の項に掲げる地域を除く。）商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「仙台市告示第 126 号」（仙台市、平成 24 年）

「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

第 6.2-14 表(2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

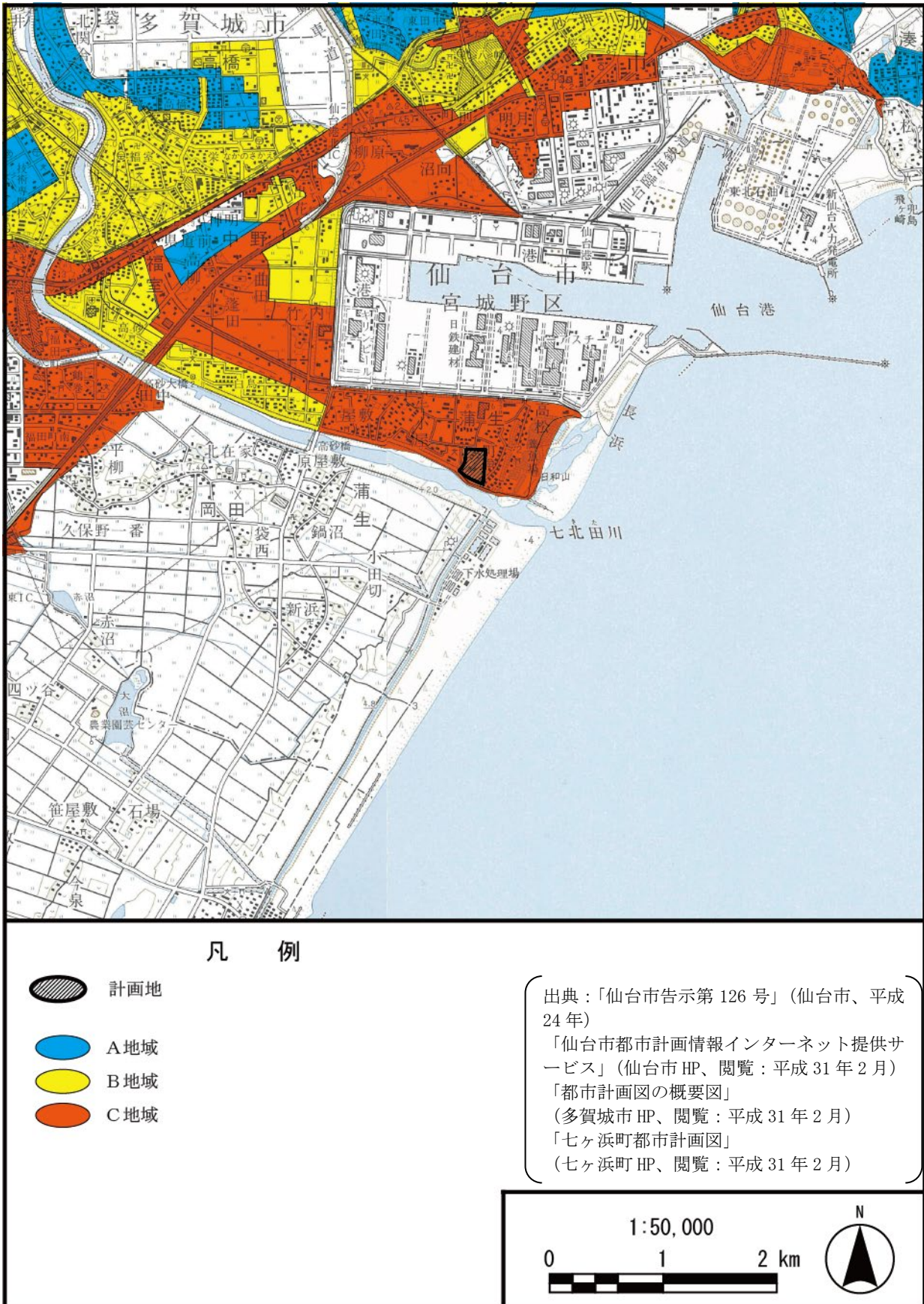
第 6.2-14 表(3) 騒音に係る環境基準【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

注：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成〕

第 6.2-17 図 騒音に係る環境基準の地域類型の指定状況



③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は第 6.2-15 表のとおり、一律に定められている。「生活環境の保全に関する環境基準」は、第 6.2-16 表～第 6.2-18 表のとおり、水域類型が指定されており、計画地及びその周囲においては第 6.2-18 図のとおりである。

また、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は第 6.2-19 表のとおり定められている。

第 6.2-15 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-16 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-16 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-17 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、日間平均値とする。 3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-17 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。
2. 基準値は、年間平均値とする。
3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-17 表(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-18 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されない こと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-18 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-18 表(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

第 6.2-18 図 公共用水域における類型指定の状況



第 6.2-19 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

④ 土壤汚染

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、第 6. 2-20 表のとおり定められている。

第 6. 2-20 表 土壤汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	

出典：「土壤汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、第 6.2-21 表のとおり定められている。

第 6.2-21 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下であること
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下であること
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下であること

備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

(3) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)により、工場及び事業所から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に排出基準や施設の構造等に対する規制が定められており、硫黄酸化物はK値による排出規制が、また、ばいじんや窒素酸化物等は、ばい煙発生施設の能力ごとにそれぞれ排出基準が定められている。

宮城県では「宮城県公害防止条例」(昭和46年宮城県条例第12号)により、ばい煙特定施設等を含め、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び粉じんについての規制基準が定められている。

また、仙台市でも「仙台市公害防止条例」(平成8年仙台市条例第5号)により、ばい煙等として硫黄酸化物、ばいじん、有害物質及び粉じんについての規制基準が定められている。

なお、本事業で設置するボイラーについて、「電気事業法」の定めるところにより、「大気汚染防止法」に基づき、窒素酸化物は固体燃料ボイラーの最大排ガス量4万m³以上70万m³未満、ばいじんは固体燃料ボイラー(石炭燃料を除く)の4万m³以上に該当し、窒素酸化物の排出基準250ppm(O₂=6%換算値)、ばいじんの排出基準0.30g/m³_N(O₂=6%換算値)が適用される。また、K値及び本事業の排ガス諸元(第1-8表、排ガス速度は23m/s)を用いて算出した硫黄酸化物の排出量は103m³_N/h、排出濃度は407ppmである。

第6.2-22表 大気汚染防止法に基づく規制基準等(硫黄酸化物)

項目	規制基準
量規制 (K値規制)	$q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$ q: 硫黄酸化物の許容排出量 (m ³ _N /h) K: 地域別に定める定数 He: 補正された排出口の高さ(煙突実高+煙上昇高) (m)

注: 仙台市のK値は7.0である。

出典: 「硫黄酸化物(SO_x)規制」(環境省HP、閲覧:平成31年2月)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 条)に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められている。また、宮城県による「騒音規制法」に規定する特定工場等に設置される騒音に係る施設以外の特定施設に係る規制、及び仙台市による事業活動、または指定建設作業に伴って発生する騒音の規制が行われている。

計画地は工業地域であることから、騒音規制法の第 4 種区域、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準の第 2 号区域及び自動車要請限度の区域の区分 3 の適用を受ける。

第 6.2-23 表 特定工場において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

注：1. 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び文教地区

第 2 種区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第 4 種区域：工業地域

2. この基準は、工場等の敷地境界線における値である。

3. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域に所在する学校等(学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設)の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

4. 近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第 2 種区域の基準を、振動にあつては第 1 種区域の基準を適用する。

5. 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第 2 種区域の基準を適用する。

出典：「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」(平成 8 年仙台市告示第 185 号)

「宮城県公害防止条例施行規則」(平成 7 年宮城県規則第 79 号)

「公害防止条例施行規則」(平成 8 年仙台市規則第 25 号)

第 6.2-24 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

区域の区分	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	特定建設作業： 85 デシベル 指定建設作業： 80 デシベル	19:00～7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日
第2号区域		特定建設作業： 22:00～6:00 指定建設作業： 21:00～6:00	14 時間以内		

注：1. 第1号区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域

第2号区域；工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域

2. 指定建設作業については、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設）の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成 8 年仙台市規則第 25 号）

第 6.2-25 表 自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	A 区域及び B 区域のうち、1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	A 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	B 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 C 区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
4	幹線交通を担う道路に近接する区域の特例 ・上記の区域のうち、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m までの範囲 ・上記の区域のうち、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲	75 デシベル	70 デシベル

注：A 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域並びに特別用途地区のうち文教地区

B 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域（文教地区を除く。）、市街化調整区域の区域

C 区域：近隣商業地域（B 区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づき、規制地域を指定して特定工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

計画地は工業地域であることから、特定工場において発生する振動の規制基準の第 2 種区域、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準の第 2 号区域及び道路交通振動の要請限度の第 2 種区域の適用を受ける。

第 6.2-26 表 特定工場において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第 1 種区域 (第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域及び地域の指定のない地域)	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)	65 デシベル	60 デシベル

注：1. この基準は、工場等の敷地境界線における値である。

2. 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域に所在する学校等(学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設)の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

3. 近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第 2 種区域の基準を、振動にあつては第 1 種区域の基準を適用する。

5. 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、第 1 種区域の基準を適用する。

出典：「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定により指定する地域及び同法第 4 条第 1 項の規定により定める規制基準について」(平成 8 年仙台市告示第 188 号)

「宮城県公害防止条例施行規則」(平成 7 年宮城県規則第 79 号)

「公害防止条例施行規則」(平成 8 年仙台市規則第 25 号)

第 6.2-27 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

区域の区分	騒音レベル	作業禁止時間	1 日当たり 作業時間	連続作業 時間	作業禁止日
第 1 号区域	75 デシベル	19:00~7:00	10 時間以内	6 日以内	日曜日 休日
第 2 号区域		特定建設作業： 22:00~6:00 指定建設作業： 21:00~6:00	14 時間以内		

注：1. 第 1 号区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域

第 2 号区域；工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80m 以外の地域

2. 指定建設作業については、学校等(学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設)の敷地およびその周囲 50m の区域内では、上記基準から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)

「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)

「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域について」(平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 189 号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成 8 年仙台市規則第 25 号)

第 6.2-28 表 道路交通振動の要請限度

区域	規制種別	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域 (良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域)		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域 (住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域)		70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域；第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの並びに市街化調整区域の区域

第 2 種区域；近隣商業地域（第一種区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域
出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

④ 悪臭

悪臭については、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき指定された規制地域内の工場及び事業場における事業活動にもとまって発生する悪臭の規制基準が第 6.2-29 表 (1)～(2)のとおり定められている。

第 6.2-29 表(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：敷地境界）

特定悪臭物質	許容濃度 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（仙台市 HP、閲覧：平成 31 年 2 月）
「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）

第 6.2-29 表(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：敷地境界）

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s 以下の場合	0.03
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.007
	0.1m ³ /s を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.02
	0.1m ³ /s を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.3
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.07
	0.1m ³ /s を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m ³ /s 以下の場合	0.6
	0.001m ³ /s を超え、0.1m ³ /s 以下の場合	0.1
	0.1m ³ /s を超える場合	0.03

出典：「悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準について」（仙台市 HP、閲覧：平成 31 年 2 月）
「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）

⑤ 水質汚濁

計画地及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、生活環境 15 項目）が第 6. 2-30 表(1)～(2)、仙台市下水排除基準が第 6. 2-31 表のとおり定められている。

第 6. 2-30 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd / L
シアン化合物	1 mg CN / L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg / L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb / L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr (VI) / L
砒素及びその化合物	0.1 mg As / L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg / L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg / L
トリクロロエチレン	0.1 mg / L
テトラクロロエチレン	0.1 mg / L
ジクロロメタン	0.2 mg / L
四塩化炭素	0.02 mg / L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg / L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg / L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg / L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg / L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg / L
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg / L
チウラム	0.06 mg / L
シマジン	0.03 mg / L
チオベンカルブ	0.2 mg / L
ベンゼン	0.1 mg / L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se / L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg / L 海域 230 mg / L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg / L 海域 15 mg / L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg / L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg / L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

第 6.2-30 表(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg / L (日間平均 120 mg / L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg / L (日間平均 120 mg / L)
浮遊物質量 (SS)	200 mg / L (日間平均 150 mg / L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg / L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg / L
フェノール類含有量	5 mg / L
銅含有量	3 mg / L
亜鉛含有量	2 mg / L
溶解性鉄含有量	10 mg / L
溶解性マンガン含有量	10 mg / L
クロム含有量	2 mg / L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg / L (日間平均 60 mg / L)
燐含有量	16 mg / L (日間平均 8 mg / L)
<p>備考：1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1Lにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）</p> <p>「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）

第 6.2-31 表 仙台市下水排除基準

平成 28 年 7 月現在

		対象物質又は項目	下水排除基準
条例で定める基準	条例項目	温度	45℃未満
		水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満
		生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満
		浮遊物質(SS)	600 未満
		沃素消費量	220 未満
		ノルマルヘキサン抽出物含有量	鉱油類 動植物油脂類
政令の基準	一律環境項目	フェノール類	5 以下
		銅及びその化合物	3 以下
		亜鉛及びその化合物	2 以下
		鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下
		クロム及びその化合物	2 以下
	有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03 以下
		シアン化合物	1 以下
		有機燐化合物	1 以下
		鉛及びその化合物	0.1 以下
		六価クロム化合物	0.5 以下
		砒素及びその化合物	0.1 以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下
		アルキル水銀化合物	不検出
		ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
		トリクロロエチレン	0.1 以下
		テトラクロロエチレン	0.1 以下
		ジクロロメタン	0.2 以下
		四塩化炭素	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下
		チウラム	0.06 以下
		シマジン	0.03 以下
		チオベンカルブ	0.2 以下
		ベンゼン	0.1 以下
		セレン及びその化合物	0.1 以下
		ほう素及びその化合物	10(230)以下
		ふっ素及びその化合物	8(15)以下
		アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 未満
		1,4-ジオキサン	0.5 以下
ダイオキシン類	10pg/L以下		

- 注：1. 単位はダイオキシン類、pH、温度を除き、すべて mg/L である。また、[]内は日間平均値である。
 2. 温度は直罰規制等に係る排除基準、その他は除害施設の設置等に係る規制基準である。
 3. ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の排除基準は河川を放流先とする終末処理場に流入する場合。()内の数字は海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用する。
 4. ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素」、ダイオキシン類等は業種により別途の暫定基準が設けられている。

⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく区域の指定に係る基準は、第 6.2-32 表のとおりである。

なお、「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」(環境省、平成 30 年)によると、調査範囲内に形質変更時要届出区域がある。仙台市若林区荒浜の一部が平成 25 年に指定されており、特定有害物質(鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物)の溶出、含有がみられた。

第 6. 2-32 表 土壌汚染対策法に規定される指定基準

特定有害物質（法第 2 条第 1 項）		土壌汚染対策法の指定基準（法第 5 条第 1 項）		
		土壌含有量基準 （直接摂取によるリスク）	土壌溶出量基準 （地下水等の摂取によるリスク）	
（第一種特定有害物質） 揮発性有機化合物	クロロエチレン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	四塩化炭素	—	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	—	検液 1L につき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.1mg 以下であること	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	—	検液 1L につき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	—	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 1mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	—	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	—	検液 1L につき 0.03mg 以下であること	
	ベンゼン	—	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
（第二種特定有害物質） 重金属等	カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	六価クロム化合物	土壌 1kg につき 250mg 以下であること	検液 1L につき 0.05mg 以下であること	
	シアン化合物	遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること	検液中に検出されないこと	
	水銀及びその化合物	総水銀	土壌 1kg につき 15mg 以下であること	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
		アルキル水銀		検液中に検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	鉛及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	砒素及びその化合物	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること	
	ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につき 4,000mg 以下であること	検液 1L につき 0.8mg 以下であること	
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につき 4,000mg 以下であること	検液 1L につき 1mg 以下であること		
（第三種特定有害物質） 農薬等	シマジン	—	検液 1L につき 0.003mg 以下であること	
	チウラム	—	検液 1L につき 0.006mg 以下であること	
	チオベンカルブ	—	検液 1L につき 0.02mg 以下であること	
	PCB	—	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	—	検液中に検出されないこと	

注：「—」は該当がないことを示す。

出典：「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）

「土壌汚染関係対象物質と基準」（仙台市 HP、閲覧：平成 31 年 2 月）

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）により、規制地域を指定して地下水の揚水の規制等が定められている。

なお、計画地は、「工業用水法」に基づく指定地域となっている。

⑧ ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排出水について排出基準が定められている。対象事業の実施に当たっては、政令に定める特定施設の設置はないことから、排出基準は適用されない。

(4) 災害危険箇所

防災関連等して区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく、急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法」に基づく地すべり等防止区域及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定される。また、土砂災害危険箇所が、上記の指定区域を含めて、国土交通省の調査・点検要領に基づき、土砂災害の危険性のある箇所を抽出したもので、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの 3 現象について、都道府県が机上調査で調査・抽出し、国土交通省が平成 14 年に公表している。

調査範囲における防災に関する法令に関する指定地は第 6.2-33 表及び第 6.2-19 図(1)、軟弱地盤は第 6.2-19 図(2)のとおりであり、計画地及び周辺地域では指定地等はない。

「仙台市災害危険区域条例」（昭和 49 年仙台市条例第 49 号）による災害危険区域は第 6.2-20 図のとおりである。計画地及びその周辺は第 5 号区域に指定されている。なお、第 5 号区域は、津波による危険の特に著しい区域で市長が指定するもので、平成 23 年に指定され、この区域では住宅の用に供する建築物の新築や増改築が禁止されている。

第 6.2-33 表 防災に関する法令に関する指定地等

種別	区域名	市町村名
急傾斜地崩壊危険区域(法)	舛形	七ヶ浜町
土砂災害危険箇所（県）	舛形	七ヶ浜町湊浜字舛形
	東田中	多賀城市東田中字一丁目
	熊野	七ヶ浜町湊浜字熊野
	後田	七ヶ浜町松ヶ浜字後田

出典：1. 「宮城県砂防設備現況図」（宮城県、平成 20 年 3 月）

2. 「土砂災害警戒区域等確認マップ」（宮城県、閲覧：平成 31 年 2 月）

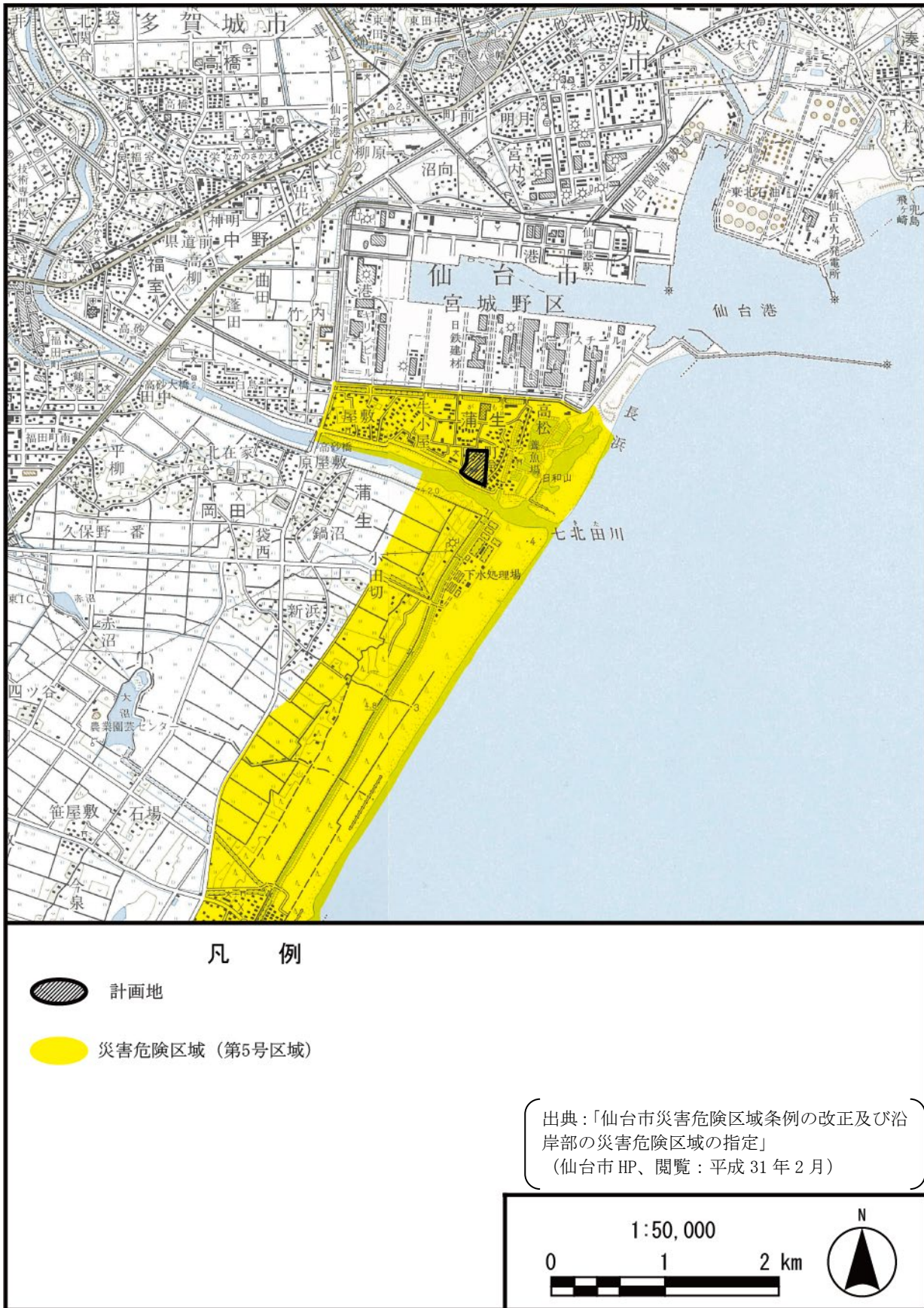
第 6.2-19 図(1) 防災に関する法令に関する指定地等（災害の危険箇所）



第 6.2-19 図(2) 防災に関する法令に関する指定地等（軟弱層）



第 6.2-20 図 災害危険区域



2. 行政計画・方針等

(1) ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020

仙台市総合計画「ひとが輝く杜の都・仙台総合計画 2020」の基本構想は、21 世紀半ばを展望して目指す都市の姿を示し、市民と行政とが共有しながら実現に向けて共に取り組む指針となるものである。

基本計画は、基本構想に基づく長期計画であり、第 6.2-34 表に示すとおり、都市像の実現を牽引する 4 つの重点政策を定めている。また、基本計画では、区別計画が定められており、計画地の位置する宮城野区における主な施策の基本方向は第 6.2-35 表に示すとおりである。宮城野区における地域区分は第 6.2-21 図及び第 6.2-22 図に示すとおりである。このうち計画地は「東部住宅・産業・田園地域」に位置しており、「東部住宅・産業・田園地域」の基本方向は第 6.2-36 表に示すとおりである。

第 6.2-34 表 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支援、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。 <ul style="list-style-type: none"> ・学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。 <ul style="list-style-type: none"> ・共生・健康社会づくり ・子育て応援社会づくり ・安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の促進 ・機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結び付け、様々な戦略的プロジェクトを生み出しながら東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の飛躍と競争力の強化 ・東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・新たな都市軸の形成と活用

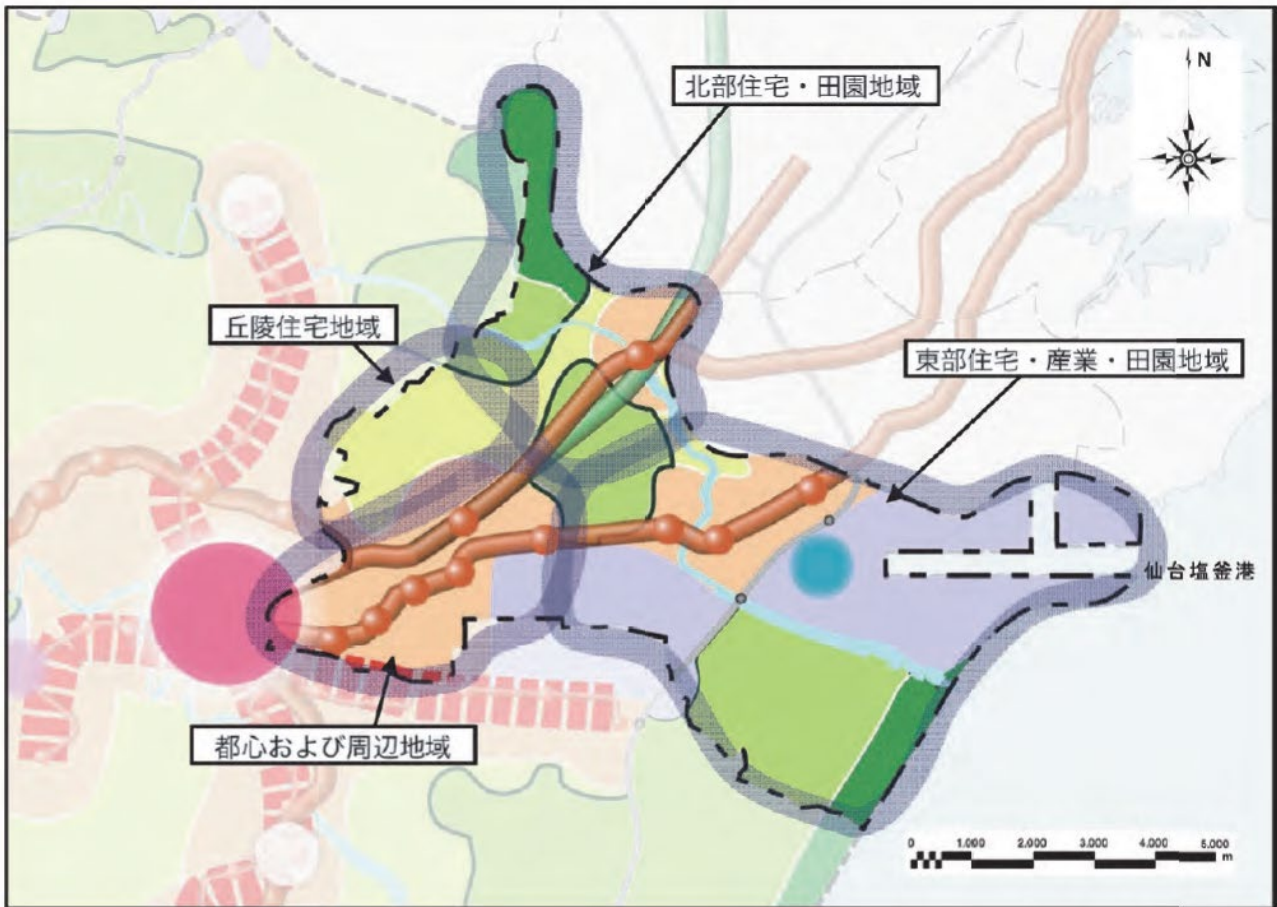
出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

第 6.2-35 表 宮城野区における主な施策の基本方向

<p>自然の恵みと調和しつつ、安全・安心の宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来に発生が確実視される宮城県沖地震や津波、大雨などによる被害を最小限にとどめるため、地域防災力の向上、民間住宅等の耐震対策の支援など、災害に強いまちづくりの促進を図ります。 ・区の地勢的状况や都市化に伴う内水被害への対策として、雨水排水対策を推進します。 ・都市計画道路など、区内の主要幹線道路の整備を推進します。また、幹線的な道路の拡幅や歩道設置、事故多発の交差点・踏切などの改善を実施し、地域内交通の円滑化を図っていきます。 ・老朽化が見られる公園や植栽の適正な管理など、安全確保と防災対策の向上を図ります。 ・岩切大橋や高砂大橋などの地域の主要橋りょうの補修工事の実施や、区内全域の街路灯の照度アップを図り、安全で安心な通行を確保していきます。 ・七北田川や蒲生干潟等の海岸線、貞山運河などを結び、相乗的に豊かな水辺環境の創出を図り、その魅力を発信していきます。 ・地域で活動する企業・団体、さらに市民活動の力を得て区の独自事業として取り組んでいる「おらほの公園草刈隊」のさらなる拡がりに向けて、積極的な支援策を展開します。
<p>広く交流し、活力あふれる宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台の新しい顔である仙台駅東口から東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地球場に至る宮城野通周辺での活力ある賑わい創出のため、道路・公園等の公共空間を活用したイベントなどの開催を支援していくとともに、宮城野通に面する企業・団体・町内会などと連携し、快適な空間を創出していきます。 ・鉄道の各駅前広場と路線バスとの結節機能を高め、日常生活における交通の利便性の向上を図ります。 ・都市圏北部の大規模製造業の立地などに伴う仙台塩釜港及び周辺地区の物流・交流機能の強化に向けた取り組みを進めます。また、仙台塩釜港一帯を市民が集う憩いの場とするため、魅力ある公園の整備を進めます。 ・地域が持つ魅力を掘り起し、人が集まる活力に満ちたまちづくりを進めます。 ・図書館、区中央市民センター、児童館などを併設した複合施設宮城野区文化センターを開設し、さまざまな交流を促進します。 ・市民力のさらなる発展を支援するため、みやぎの区民協議会と連携し、区に縁のある個人や活動団体のネットワーク形成の機会を提供します。 ・農に関する情報提供や交流機会の創出、食育の推進など、市民の相互理解やパートナーシップの形成により、都市部と農村部の「ひと」と「もの」が交流する仕組みを構築します。
<p>人々が支え合い、共生する宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児サークル、保育所、児童館、市民センター、民生児童委員等の地域の子育て支援関係者との協働により、子どもと子育て家庭を応援する地域コミュニティづくりを進めます。 ・乳幼児、児童、青少年などの健全育成の観点から、地域団体や関係機関と連携して、孤立する子育て家庭への予防対策を含む要保護児童対策を推進します。 ・介護予防・健康づくりを自主サークル活動などの住民主体の取り組みとすることにより、希薄になりつつある人々のかかわりの機会を確保し、人々が支え合う地域づくりを進めます。 ・認知症やうつといった高齢社会における課題への対応を通して、人々が支え合う地域づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにします。 ・地域住民、関係機関と協働して防犯活動を進めます。 ・女性や高齢者、障害者などの状況を視野に取り込みながら、地域住民や関係機関と協働で、地震、津波などの減災への取り組みを進めます。 ・マンション等の集合住宅における町内会の形成推進をはじめ、地域活動の中心となる町内会の支援を行うなど、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
<p>生涯を通じて学び、次世代を育む宮城野の里</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが暮らす地域の歴史や文化を学ぶ地元学発祥の区として、世代間交流を図りながら、地域文化を継承するなどの地元学の新たな展開を、小中学校などと連携し、推進します。 ・地域課題について市民センターと共有を図りながら、市民センターの生涯学習機能と区役所の地域支援機能を融合し、地域づくり活動を推進します。 ・区内に数多く存在する史跡や埋蔵文化財包蔵地について適切な維持管理を行い、本市の重要な歴史的な地域資源の良好な保存に努めます。 ・教育における「生きる力」の育成には、幅広い体験活動などが必要とされる中、地域と学校との相互連携を支援していきます。 ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの中で、初めて子育てを経験する親とその子どもの育ちのため、孤立化を防ぐためのコミュニケーション能力の育成に取り組めます。 ・宮城野区のさまざまな資源を活用しながら、市民活動・地域活動を支えている市民力の育成と向上支援を継続的に進めます。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

第 6.2-21 図 宮城野区の地域区分図



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市圏 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
	鉄道沿線区域				
	郊外区域		機能拠点 国際経済流通拠点 (仙台塩釜港周辺地区)		自動車専用道路
	工業・流通・研究区域		機能拠点 国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)		行政界・区界

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

第 6.2-36 表 宮城野区の圏域ごとの主な施策の基本方向（東部住宅・産業・田園地域）

東部住宅・産業・田園地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施します。 ・ 仙台塩釜港及び周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、(仮称)仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。 ・ 市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施します。 ・ 蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図ります。 ・ 津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進めます。 ・ 西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図ります。
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（仙台市、平成 23 年）

(2) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

杜の都環境プランは、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めるものであり、仙台市の計画の体系の中では、仙台市総合計画で掲げる都市像の実現を図るための環境面の部門別計画と位置づけられる。なお、本プランは平成 23 年度～令和 2 年度までの 10 年間で計画期間として策定されたのち、平成 27 年度中に中間評価を実施し、平成 28 年 3 月に計画の一部が改定されている。

本プランで掲げる「目指す環境都市像」と 4 つの「分野別の環境都市像」を第 6.2-37 表に示す。環境都市像を実現するため、本プランでは、第 6.2-38 表に示すように、「低炭素都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「快適環境都市づくり」の分野別に対応する施策が設定されており、これらの分野に共通する仕組みづくり、人づくり等について、「良好な環境づくりを支える仕組みづくり・人づくり」として施策体系に加えている。

第 6.2-37 表 「杜の都環境プラン」により目指す環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台	
分野別の 環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020[改定版]」（仙台市、平成 28 年 3 月）

第 6.2-38 表 「杜の都環境プラン」における環境施策の展開の方向

低炭素都市 づくり	目標	■2020 年度における温室効果ガス排出量を平成 22 年度（2010 年度）比で 0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
資源循環都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■2020 年度におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■2020 年度におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■2020 年度における燃やすごみの量を 305,000t 以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
自然共生都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■2020 年度におけるみどりの総量（指標：緑被率）について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
快適環境都市 づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準（二酸化窒素についてはゾーン下限値）について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■2020 年度における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
良好な環境を支える 仕組みづくり ・人づくり	目標	■2020 年度における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020[改定版]」（仙台市、平成 28 年 3 月）

また、本プランでは、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ「山地地域」、「西部丘陵地・田園地域」、「市街地地域」、「東部田園地域」、「海浜地域」の5つの地域に大別し、それぞれの地域における土地利用の基本的な考え方や環境配慮の指針が示されており、計画地が位置する市街地地域の指針は第6.2-39表に示すとおりである。

また、第6.2-40表に示すとおり、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の環境配慮の指針」が示されている。

第6.2-39表 「杜の都環境プラン」に掲げる土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	基本的な考え方	<p>本地域においては、本市が掲げる土地利用の方針に沿って、都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないように留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○ 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性能の向上、外壁や舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 ○ 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 ○ 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 ○ 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。 ○ 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるよう努める。 ○ 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善に努める。 ○ 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020[改定版]」（仙台市、平成28年3月）

第 6.2-40 表 「杜の都環境プラン」に掲げる開発事業等における段階別の環境配慮の指針

(1) 企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
(2) 計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
(3) 実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

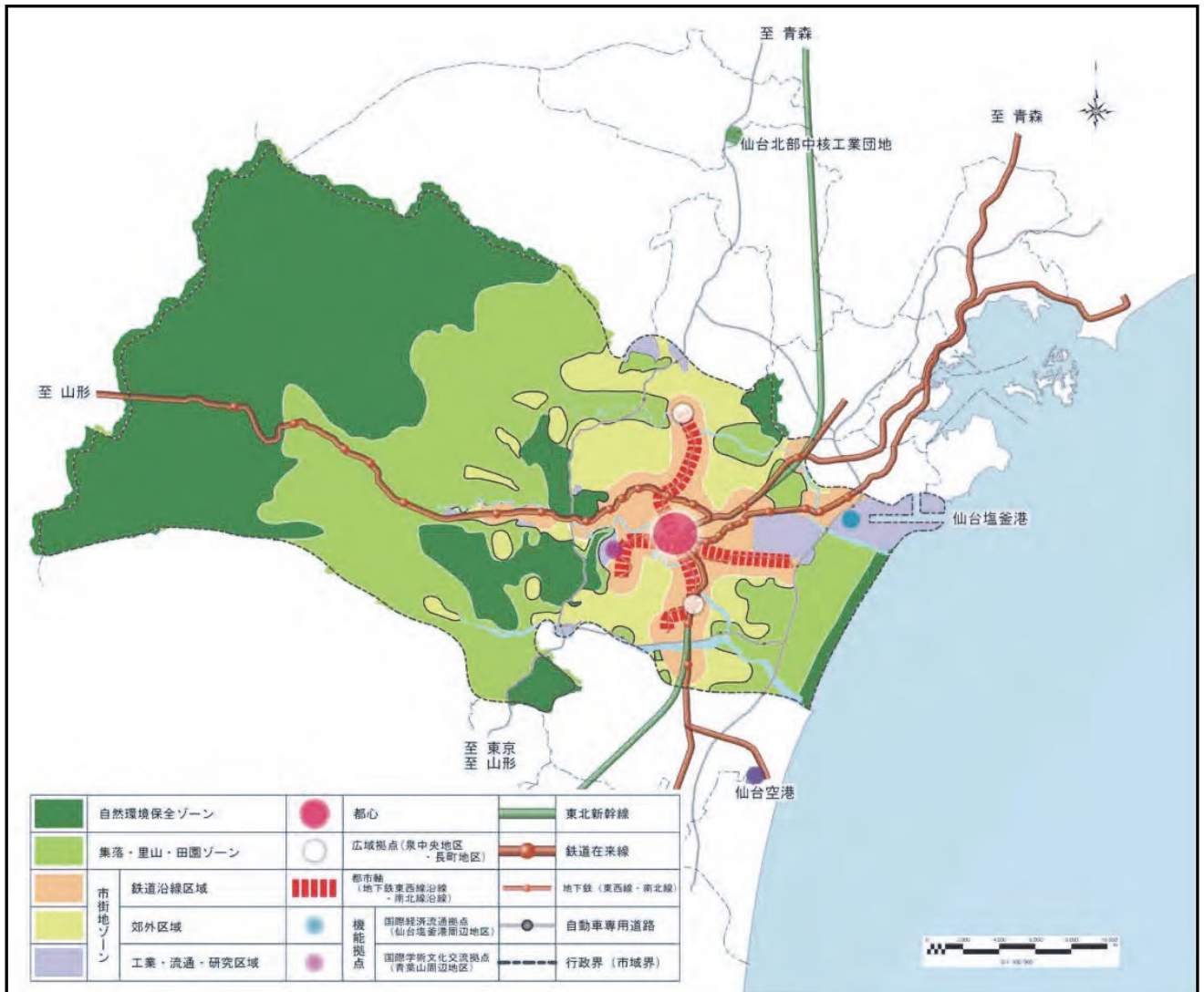
出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020[改定版]」（仙台市、平成 28 年 3 月）

(3) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市都市計画マスタープランは、都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として策定されたものである。東日本大震災の発生を含めた社会経済情勢の変化や市がめざす都市像の変更に対応して、平成 24 年 3 月に改定されている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」が掲げられており、第 6.2-22 図に示すとおり、「自然環境保全ゾーン」、「集落・里山・田園ゾーン」、「市街地ゾーン」の 3 つに区分して土地利用の基本方針が定められている。計画地は「市街地ゾーン(工業・流通・研究区域)」に位置する。また、第 6.2-41 表(1)～(2)に示すとおり、今後取り組む 5 つの基本的な方向と 15 の方針を定め、具体的な施策展開の方向が示されている。

第 6.2-22 図 宮城野区の地域区分図



出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（仙台市、平成 24 年）

第 6.2-41 表(1) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの
目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市 づくりの 目標 像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した 持続可能な潤いある都市	【土地利用】 自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります	都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都心交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都心空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
		拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
		都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
		良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
		郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
		自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
	【交通】 公共交通を中心した、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります	鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
		便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
		環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
	【防災・環境】 災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります	災害に強く安全で、安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
		エネルギー負荷の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築

出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（仙台市、平成 24 年）

第 6.2-41 表 (2) 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの
目標像及び基本的な方向・方針・施策の展開の方向

都市 づくり の 目標像	基本的な方向	方針	施策の展開の方向
杜の都の自然環境と都市機能が調和した 持続可能な潤いある都市	【緑・景観】 都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
		風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
	【市民協働】 きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
		市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン-都市計画に関する基本的な方針-」（仙台市、平成 24 年）

(4) 仙台市みどりの基本計画

仙台市みどりの基本計画は、環境問題の深刻化や都市構造の変化、市民ニーズの多様化、東日本大震災による、みどりを取り巻く状況の変化を踏まえ、平成 24 年度から令和 2 年度までを計画期間として策定されたものである。

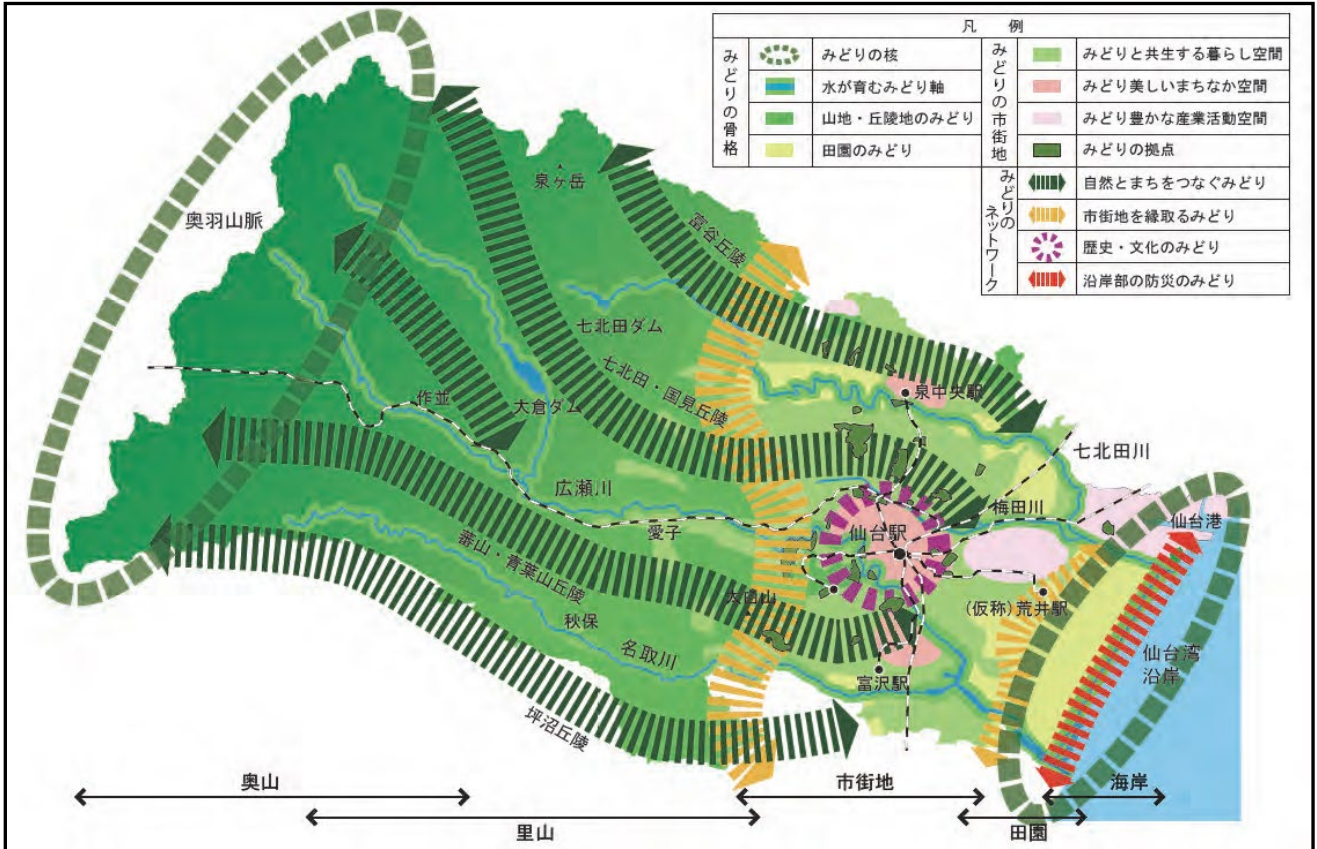
仙台市みどりの基本計画では、「みどり」の種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされており、『みんなで育む「百年の杜」』を基本理念として、第 6.2-42 表に示す 5 つの基本方針とそれらに対応する 7 つの重点プロジェクトを設定している。基本理念に示す「百年の杜」の将来像は第 6.2-23 図に示すとおりである。

第 6.2-42 表 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
1 安全・安心のまちづくり 地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します	1 みどりによる津波防災プロジェクト
2 自然環境の保全・再生 奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます	2 みどりの骨格充実プロジェクト
3 生活環境の向上 より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます	3 街のみどり充実プロジェクト
	4 魅力ある公園づくりプロジェクト
4 仙台らしさを育む 杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります	5 みどりの地域資源活用プロジェクト
	6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
5 市民協働の推進 市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します	7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」（仙台市、平成 24 年）

第 6.2-23 図 「百年の杜」将来像



出典：「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」（仙台市、平成 24 年）

(5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

仙台市地球温暖化対策推進計画は、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 [改定版]」における低炭素都市づくりに関する部門別計画と位置づけられている。東日本大震災の影響による計画の前提となる状況の変化を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等に関し達成すべき目標や、そこに至るために必要な具体的な施策等が取りまとめられている。

本計画では、温室効果ガス排出抑制等に関し、国の目標を上回る削減を目指して、令和 2 年度における温室効果ガス排出量を平成 22 年度比で 0.8%以上削減することを目標として設定している。実施施策（施策体系）は、杜の都環境プランの分野別都市像である「低炭素都市」を目指すため、「まちの構造・配置の最適化」等緩和策を中心にした 5 つの体系に加え、自然や人間社会のあり方を調整する「適応」に係る施策の柱を設けている。

仙台市地球温暖化対策推進計画の概要は第 6.2-43 表に示すとおりである。

第 6. 2-43 表 仙台市地球温暖化対策推進計画の概要

温室効果ガスの削減目標	2020 年度における市域の温室効果ガス排出量を 2010 年度比で 0.8%以上削減
実施施策 (施策体系)	1 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承
	2 環境負荷の小さい交通手段の選択促進 (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する
	3 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底
	4 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める (1) 市民・事業者・市の連携による 3 R 推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5 気候変動による影響を知り、リスクに備える (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減
	6 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる (1) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	重点 1 エネルギー自律型のまちづくり 重点 2 低炭素な交通利用へのシフト 重点 3 快適なくらしや地域経済を支える省エネ促進 重点 4 3 R×E で低炭素 重点 5 杜を守り、杜に護られる仙台 重点 6 せんだい E-A c t i o n

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」(仙台市、平成 28 年)

(6) 仙台市「杜の都」景観計画

景観に関する総合的な法律として平成 16 年に制定された「景観法」に基づき、それまでの仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成 21 年 3 月に仙台市「杜の都」景観計画が策定されている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。第 6. 2-44 表及び第 6. 2-24 図に示すとおり市全域(景観計画区域)を 8 つのゾーンに分け、ゾーンごとに特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取り組みを進めていくこととしている。計画地は、「流通業務地ゾーン」に位置付けられている。

また、景観重点区域及び地域の魅力的な景観形成のきめ細やかな一層の推進をはかるため、「杜の都の風土を育む景観条例」(仙台市、平成 7 年)により、景観重要建造物、景観重要樹木を指定するが、調査地域内での指定はない。

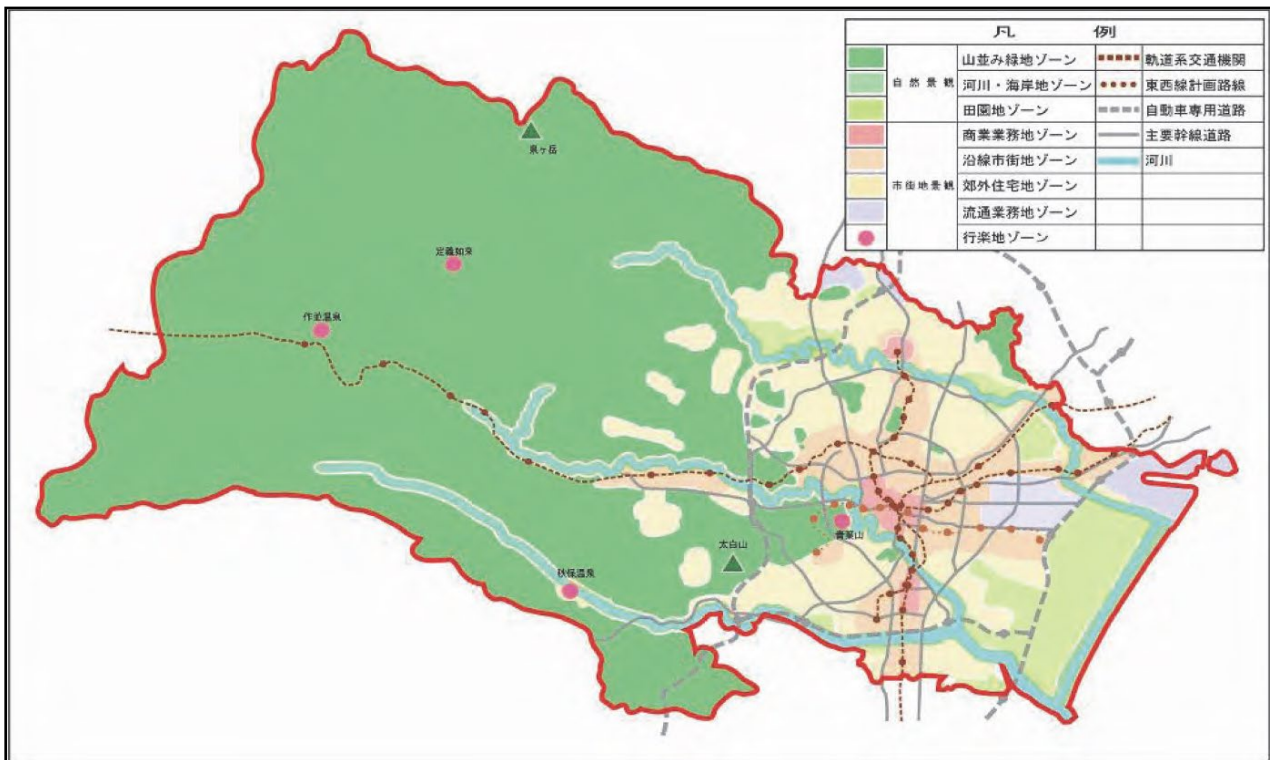
屋外広告物に関する行為については、「仙台市屋外広告物条例」(仙台市、平成元年)に基づき、禁止地域、許可地域を定めている。また、景観重点区域を広告物景観地域に、広告物等に関する優れた景観を形成する広告物モデル地区を定めている。指定地区として、青葉通、定禅寺通及び宮城野通が景観地区及び広告物モデル地区に指定されており、調査地域内での指定はない。

第 6.2-44 表 景観計画区域別の景観形成の方針

分類	ゾーン名称	景観形成の方針
自然景観	山並み緑地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる近郊の山並みや奥山の景観の保全を図る ・山や丘陵等の地形を活かし、地域の原風景に調和した景観の形成を図る ・里山における景観の保全や中山間地域における安らぎ感ある良好な景観の形成を図る
	河川・海岸地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然と風の道等の環境効果により、都市を潤す水辺景観の保全を図る ・広瀬川沿い等水辺空間と街並みが調和し、親水性に配慮した景観の形成を図る ・太平洋岸の海岸線や貞山運河沿いの松林等の自然や歴史景観を活かした景観形成を図る
	田園地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る ・田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る ・遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る
市街地景観	商業業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点性を高め、立体的まとまり感のある景観形成を図る ・気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の形成を図る ・緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る
	沿線市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線の街並みの連続性と賑わいに配慮した景観形成を図る ・中高層住宅として集約的まとまり感のある景観形成を図る ・社寺や旧街道筋など歴史的な資源に配慮した景観形成を図る
	郊外住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成を図る ・くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成を図る ・地区特性を活かした美しい景観形成を図る
	流通業務地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・流通業務機能の活動感と広々としたゆとりが感じられる景観形成を図る ・ゆとりある空間に緑豊かな業務環境として企業活力を活かした景観形成を図る ・仙台港背後地では、ウォーターフロントとしてにぎわい・交流機能を活かした景観形成を図る
	行楽地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・観光レジャーの楽しさが感じられる景観形成を図る ・四季折々の自然の豊かな風景を楽しめる景観形成を図る ・落ち着きと風情のある観光地として、山里を彩る景観形成を図る

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（仙台市、平成 21 年）

第 6.2-24 図 景観計画区域の 8 つのゾーン区分



出典：「仙台市みどりの基本計画 2012-2020」（仙台市、平成 24 年）

